

平成24年11月26日開会

平成24年11月徳島県議会定例会議案及び議案説明書

目 次

第 1 号	平成24年度徳島県一般会計補正予算（第5号）	1頁
第 2 号	平成24年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）	5
第 3 号	平成24年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第2号）	7
第 4 号	徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の制定について	9
第 5 号	公聴会参加者等の実費弁償支給条例の一部改正について	29
第 6 号	徳島県震災対策基金条例の制定について	31
第 7 号	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の制定について	33
第 8 号	徳島県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部改正について	39
第 9 号	徳島県国民健康保険調整交付金条例の一部改正について	41
第 10 号	徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	43
第 11 号	職業能力開発促進法施行条例の制定について	45
第 12 号	徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部改正について	47
第 13 号	徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について	49
第 14 号	徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	51
第 15 号	徳島県県産材利用促進条例の制定について	53
第 16 号	徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について	59
第 17 号	徳島県都市公園条例等の一部改正について	65
第 18 号	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行条例の制定について	73
第 19 号	高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の制定 について	75
第 20 号	徳島県暴力団排除条例の一部改正について	77

第 21 号	徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正について	79頁
第 22 号	一般国道 439 号道路改築工事落合 1 号トンネルの請負契約の変更請負契約について	81
第 23 号	当せん金付証票の発売について	83
第 24 号	徳島県立南部防災館の指定管理者の指定について	85
第 25 号	徳島県月見が丘海浜公園の指定管理者の指定について	87
第 26 号	旧吉野川流域下水道の指定管理者の指定について	89
第 27 号	平成24年度徳島県一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認について	91
報告第 1 号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	95
報告第 2 号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	97
補正予算説明		
1	平成24年度徳島県一般会計補正予算（第 5 号）説明書	101
(1)	歳入歳出補正予算（第 5 号）事項別明細書	101
1	総括	101
2	歳入	105
3	歳出	117
(2)	補正予算（第 5 号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書	133
(3)	補正予算（第 5 号）地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書	135
2	平成24年度徳島県特別会計補正予算説明書	137
(1)	補正予算に係る債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書	137
3	平成24年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）説明書	139
補正予算専決処分説明		

1	平成24年度徳島県一般会計補正予算（第4号）専決処分説明書	149
(1)	歳入歳出補正予算（第4号）事項別明細書	149
1	総括	149
2	歳入	153
3	歳出	155

第 1 号

平成24年度徳島県一般会計補正予算（第5号）

平成24年度徳島県一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,109,358千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ474,279,477千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成24年11月26日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		千円 1,119,488	千円 45,426	千円 1,164,914
	1 分担金	306,917	35,815	342,732
	2 負担金	812,571	9,611	822,182
9 国庫支出金		54,480,079	943,563	55,423,642
	1 国庫負担金	28,539,217	158,500	28,697,717

	2 国 庫 補 助 金	24,349,683	785,063	25,134,746
12 繰 入 金		85,991,407	1,004,000	86,995,407
	2 基 金 繰 入 金	29,007,343	1,004,000	30,011,343
13 繰 越 金		6,169,769	178,369	6,348,138
	1 繰 越 金	6,169,769	178,369	6,348,138
15 県 債		69,271,000	938,000	70,209,000
	1 県 債	69,271,000	938,000	70,209,000
歳 入 合 計		471,170,119	3,109,358	474,279,477

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 28,210,379	千円 1,007,500	千円 29,217,879
	1 総 務 管 理 費	16,661,286	1,000,000	17,661,286
	6 防 災 費	1,416,776	7,500	1,424,276
4 衛 生 費		23,028,925	4,000	23,032,925
	3 保 健 所 費	1,553,276	4,000	1,557,276
6 農 林 水 産 業 費		31,240,410	776,385	32,016,795

	4 農 地 費	8,812,156	272,857	9,085,013
	5 林 業 費	12,909,435	431,548	13,340,983
	6 水 産 業 費	2,103,805	71,980	2,175,785
8 土 木 費		41,976,439	1,321,473	43,297,912
	2 道 路 橋 り よ う 費	17,922,142	708,973	18,631,115
	3 河 川 海 岸 費	10,756,863	495,500	11,252,363
	4 港 湾 費	3,221,183	80,000	3,301,183
	5 都 市 計 画 費	4,652,175	37,000	4,689,175
歳 出	合 計	471,170,119	3,109,358	474,279,477

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
徳島県立南部防災館の管理運営協定	自 平成25年度 至 平成27年度	35,756千円
医療施設耐震化整備事業に係る補助金交付指令	自 平成25年度 至 平成26年度	863,000千円
徳島県月見が丘海浜公園の管理運営協定	自 平成25年度 至 平成27年度	162,163千円

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
農地事業	千円 1,353,000	千円 1,454,000
林業治山事業	2,157,000	2,385,000
水産事業	359,000	390,000
道路橋りょう事業	5,656,000	5,937,000
河川海岸事業	4,945,000	5,198,000
港湾事業	1,031,000	1,056,000
都市計画事業	1,626,000	1,645,000
計	69,271,000	70,209,000

第 2 号

平成24年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度徳島県流域下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

平成 24 年 11 月 26 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
旧吉野川流域下水道の管理運営協定	自 平成25年度 至 平成27年度	621,285千円

第 3 号

平成24年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

(総則)

第1条 平成24年度徳島県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成24年度徳島県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		(補正前)	(補正後)
(4) 建設改良工事	阿南工業用水道改良工事	163,970千円	183,970千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 事業費用	936,396千円	11,000千円	947,396千円
第1項 営業費用	851,657千円	11,000千円	862,657千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額877,353千円」を「不足する額897,353千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額35,277千円及び過年度分損益勘定留保資金842,076千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額36,230千円及び過年度分損益勘定留保資金861,123千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	1,021,183千円	20,000千円	1,041,183千円
第1項 建設改良費	771,160千円	20,000千円	791,160千円

平成24年11月26日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第四号

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の制定について

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第十五条）

第二章 予防対策

第一節 県民による予防対策（第十六条―第二十一条）

第二節 自主防災組織による予防対策（第二十二条―第二十四条）

第三節 学校等による予防対策（第二十五条―第二十七条）

第四節 事業者による予防対策（第二十八条―第三十一条）

第五節 県による予防対策及び市町村等との連携（第三十二条―第五十四条）

第六節 特定活断層調査区域における土地利用の適正化等（第五十五条―第六十一条）

第三章 応急対策

第一節 県民による応急対策（第六十二条―第六十四条）

第二節 自主防災組織による応急対策（第六十五条）

第三節 学校等による応急対策（第六十六条―第六十八条）

第四節 事業者による応急対策（第六十九条―第七十一条）

第五節 県による応急対策及び市町村等との連携（第七十二条―第七十七条）

第四章 復旧及び復興対策

第一節 県民による復旧及び復興対策（第七十八条）

第二節 自主防災組織による復旧及び復興対策（第七十九条）

第三節 学校等による復旧及び復興対策（第八十条）

第四節 事業者による復旧及び復興対策（第八十一条・第八十二条）

第五節 県による復旧及び復興対策並びに市町村等との連携（第八十三条）

附則

平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災は、地震が頻発する日本に住む私たちに、平穏な生活を一瞬にして破壊する地震及び津波のすさまじさを改めて知らしめたところである。

この大震災を教訓として、これからの震災対策について、地震及び津波による被害の発生を防ぐだけではなく、助かる命を助けることをはじめとして被害を最小化するという減災の考え方を基本に、あらゆる方策を複合的に講じる必要性が認識されるようになった。

また、震災の規模が大きいほど、県民が自らの安全を自ら守る自助、自主防災組織、ボランティア等が地域の安全を確保する共助及び県、市町村等が県民を保護する公助のそれぞれの主体が責務と役割を認識し、より密接に連携することが欠かせない。

本県では、広い範囲で甚大な被害が想定されている南海トラフを震源とする巨大地震の切迫性が高まっており、更に、本県を東西に貫く中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震の発生も危惧されている。

このため、震災による死者を一人も出さないことを目指し、県政の最重要課題として積極的に展開してきた震災対策を、より一層加速させていく必要がある。

ここに、私たちは、いかなる大震災にも正面から立ち向かい、県民の尊い生命を守るため、共に力を合わせ、県民一丸となって震災対策に取り組むことを決意するとともに、将来の世代に対する責務として、真に震災に強い社会づくりを推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、南海トラフを震源とする巨大地震、中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震等による震災から、県民の生命、身体及び財産を保護するため、震災対策に関し、基本理念を定め、県民、自主防災組織、学校等及び事業者の役割並びに県の責務を明らかにし、関係者相互の緊密な連携及び協働を促進するとともに、より実効性のある具体的な施策を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって震災に強い社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 震災 地震及び津波により生ずる被害をいう。
- 二 震災対策 震災を未然に防止し、震災が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに震災からの復旧及び復興を図るための対策をいう。
- 三 自主防災組織 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「災対法」という。）第五条第二項に規定する自主防災組織をいう。
- 四 震災時要援護者 高齢者、障害者、乳幼児等震災が発生した場合において特別な援護を要する者をいう。
- 五 学校等 学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び児童福祉法（昭和三十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。

(基本理念)

第三条 震災対策は、減災（震災を最小化することをいう。）を基本として、県民の生命が失われないことを最も重視するとともに、被災後の速やかな復興を目指して、実施されなければならない。

- 2 震災対策は、自助（県民が自らの安全を自ら守ることをいう）、共助（地域の住民等が互いに助け合い、地域の安全を確保することをいう）及び公助（県、市町村その他の行政機関が県民の生命、身体及び財産を保護することをいう。）を基本として実施されなければならない。
- 3 震災対策は、県民、自主防災組織、学校等、事業者、ボランティア、県、市町村その他の関係者が、震災対策に関する男女共同参画等の様々な視点及び震災時要援護者をはじめとするあらゆる者の人権に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、相互に緊密に連携し、及び協働することにより着実に実施されなければならない。

(県民の役割)

第四条 県民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、平常時から震災に対する危機意識を持って、自らの安全を自ら守るため、積極的に震災対策を実施するよう努めるものとする。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、県、市町村その他の関係者が実施する震災対策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(自主防災組織の役割)

第五条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域の安全を確保するため、積極的に震災対策を実施するよう努めるものとする。

- 2 自主防災組織は、基本理念にのっとり、県、市町村その他の関係者が実施する震災対策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第六条 学校等の設置者又は管理者（以下「学校等の設置者等」という。）は、基本理念にのっとり、幼児、児童、生徒等の安全を確保するため、積極的に震

災対策を実施するよう努めるものとする。

- 2 学校等の設置者等は、基本理念にのっとり、県、市町村その他の関係者が実施する震災対策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、来所者、従業員等の安全を確保するため、及び自らの事業を継続するため、積極的に震災対策を実施するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、県、市町村その他の関係者が実施する震災対策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(県の責務)

第八条 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を保護するため、震災対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、県民、自主防災組織、学校等、事業者、ボランティア、市町村その他の関係者が実施する震災対策の支援及び総合調整を行うものとする。

- 2 県は、震災に関する調査及び研究を行い、その成果を公表するとともに、必要に応じて、震災対策に反映させるものとする。

(市町村との連携)

第九条 県は、基本理念にのっとり、地域住民の生命、身体及び財産を保護する基礎的な地方公共団体である市町村と連携を図りながら協力して震災対策に取り組むものとする。

(震災対策に関する計画の作成等)

第十条 県は、震災対策を総合的かつ計画的に推進するため、県が実施する震災対策に関する施策を取りまとめた計画を作成するとともに、当該施策の進捗状況を管理するものとする。

- 2 県は、災対法第四十条第一項の規定に基づき作成された徳島県地域防災計画に掲げられた震災対策を効果的かつ迅速に実施できるよう、当該震災対策の実施の手順を定めた要領を作成するものとする。

- 3 県は、市町村が行う当該市町村が実施する震災対策に関する施策を取りまとめた計画の作成について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

(震災対策に関する憲章)

第十一条 県は、県民、自主防災組織、事業者等の震災対策に関する意識の高揚を図り、自発的な震災対策への取組の促進に資するため、震災対策に関する憲章を定めるものとする。

(徳島県震災を考える日等)

第十二条 県民一人一人が、震災についての認識を深め、震災対策の一層の充実を図るため、徳島県震災を考える日及び徳島県震災を考える週間を設ける。

- 2 徳島県震災を考える日は九月一日とし、徳島県震災を考える週間は八月三十日から九月五日までとする。
- 3 県は、徳島県震災を考える日及び徳島県震災を考える週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(顕彰)

第十三条 県は、震災対策の推進に関し、功績の顕著な者の顕彰に努めるものとする。

(震災対策への県民等の意見の反映)

第十四条 県は、市町村と連携して、県民、自主防災組織、事業者等から震災対策に関する意見を聴取し、必要に応じて、その意見を震災対策に反映させるものとする。

(財政上の措置)

第十五条 県は、震災対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 予防対策

第一節 県民による予防対策

(震災対策等に関する知識の習得等)

第十六条 県民は、平常時から、震災及び震災対策に関する研修(以下「防災研修」という。)並びに震災の発生を想定した訓練(以下「防災訓練」という。)に積極的に参加し、震災及び震災対策に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。

- 2 県民は、県、市町村その他の関係者が提供する地域における震災及び震災対策に関する情報(以下「地域震災関連情報」という。)を活用して、震災が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「震災発生時等」という。)に備え、自らが生活する地域における危険な場所、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法の確認に努めるものとする。
- 3 震災発生時等において、通常用いる方法による帰宅が困難であると予想される者は、徒歩等により帰宅する場合の経路並びに家族及び隣人等との連絡方法の確認その他の円滑な帰宅のために必要な準備を行うよう努めるものとする。

(避難の心構え)

第十七条 県民は、地震による崖崩れ、地滑り等の危険を察知した場合は、直ちに安全な場所に避難するよう心がけるものとする。

- 2 県民は、強い又は継続時間の長い地震の揺れを感知した場合は、津波に関する予報又は警報の発表及び避難の勧告又は指示を待たずに、直ちに近くの高台等の安全な場所に避難するよう心がけるものとする。

(建築物等の安全性の確保)

第十八条 県民は、その所有する建築物の地震による倒壊等から自らを含む利用者の安全並びに津波等からの安全な避難及び円滑な救援に必要な経路を確保す

るため、当該建築物の耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。）及び耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。以下同じ。）その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県民は、震災の発生に備え、家具等の転倒、窓ガラスの飛散等による被害を防止するための措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 県民は、その設置するブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機（以下「工作物等」という。）を定期的に点検し、耐震性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（物資の備蓄等）

第十九条 県民は、食糧、飲料水、医薬品その他の震災発生時等に必要となる物資の備蓄及び点検並びにラジオ等の情報収集手段の確保に努めるとともに、避難の際に必要な物資を直ちに持ち出すことができるよう準備に努めるものとする。

- 2 県民は、震災を未然に防止し、及び震災が発生した場合における被害の拡大を防止するために必要な消火器等の資機材の整備に努めるものとする。

（自主防災組織及び消防団等への参加）

第二十条 県民は、地域における震災対策を円滑に行うため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参加に努めるものとする。

- 2 県民は、地域における震災対策を円滑に行うため、地域の消防団等の活動への積極的な参加に努めるものとする。

（震災時要援護者等からの情報提供）

第二十一条 震災時要援護者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、震災時要援護者を現に保護するものをいう。以下同じ。）は、震災時要援護者が震災発生時等に自主防災組織、市町村その他の関係者から避難等について支援を受ける際に必要となる当該震災時要援護者に関する情報を、当該関係者に提供するよう努めるものとする。

- 2 法令又は他の条例若しくは市町村の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるものを除くほか、前項の規定により震災時要援護者又はその保護者から情報の提供を受けた者は、当該情報について、漏えい及び提供を受けた目的以外の目的のための利用を防止し、適正に管理しなければならない。

第二節 自主防災組織による予防対策

（震災対策等に関する意識の啓発等）

第二十二条 自主防災組織は、地域住民等に対し、震災及び震災対策に関する意識の啓発及び高揚を図るため、自ら防災研修及び防災訓練を実施するよう努めるとともに、県、市町村その他の関係者が実施する防災研修及び防災訓練への積極的な参加に努めるものとする。

- 2 自主防災組織は、地域震災関連情報を活用して、震災発生時等に備え、当該自主防災組織が活動する地域における危険な場所、避難場所、避難経路及び避難方法の情報を掲載した地図の作成及び当該地域の住民等への周知に努めるものとする。

（円滑かつ効果的な避難のための体制の整備）

第二十三条 自主防災組織は、市町村その他の関係者と連携して、率先避難（地域住民等の避難を促進するため率先して行う避難をいう。以下同じ。）を行う役割を担う者の確保、震災時要援護者の特性に応じた避難の支援の体制の整備その他の地域住民等の避難が円滑かつ効果的に行われるための体制の整備に努めるものとする。

（資機材の備蓄等）

第二十四条 自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の震災発生時等の応急的な措置に必要な資機材の備蓄、整備及び点検に努めるものとする。

第三節 学校等による予防対策

（防災教育の実施等）

第二十五条 学校等の設置者等は、幼児、児童、生徒等が、震災発生時等において自らの安全を確保することができるとともに、将来において震災対策の担い手となるよう、震災及び震災対策に関する教育（以下「防災教育」という。）並びに防災訓練の実施に努めるものとする。

（地域との連携）

第二十六条 学校等の設置者等は、その設置し、又は管理する学校等の施設について、市町村が行う地域の避難場所及び津波からの一時的な避難場所としての指定に協力するよう努めるものとする。

2 学校等の設置者等は、その設置し、又は管理する学校等の施設が前項の避難場所として指定された場合には、当該避難場所としての目的を達成するために必要な機能の強化に努めるものとする。

3 学校等の設置者等は、市町村、自主防災組織その他の関係者と連携して防災訓練を実施する等、地域と一体となつて、幼児、児童、生徒等を震災から守るための環境の整備に努めるものとする。

（学校等の施設等の安全性の確保）

第二十七条 学校等の設置者等は、その設置し、又は管理する学校等の施設並びに設備及び備品の地震による倒壊等から幼児、児童、生徒等の安全並びに津波等からの安全な避難及び円滑な救援に必要な経路を確保するため、当該施設の計画的な耐震診断及び耐震改修並びに当該設備及び備品の転倒を防止するための対策等に努めるものとする。

第四節 事業者による予防対策

（防災研修の実施等）

第二十八条 事業者は、震災発生時等における来所者、従業員等の安全を確保するため、防災研修及び防災訓練の実施に努めるものとする。

2 法令等に定めがあるものを除くほか、震災時要援護者が入所し、又は通所する施設（以下「要援護者関連施設」という。）の設置者又は管理者は、震災時

要援護者に関する避難計画の作成及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(事業活動を継続するための計画の作成等)

第二十九条 事業者は、震災による事業活動への影響を最小限度にとどめるため、事業活動を継続するための計画の作成に努めるものとする。

2 事業者は、事業活動を継続するために必要な物資、燃料及び資機材の備蓄、整備及び点検に努めるものとする。

(地域との連携)

第三十条 事業者は、その所有し、又は管理する施設について、市町村が行う地域の避難場所及び津波からの一時的な避難場所としての指定に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、市町村、自主防災組織等が実施する防災研修及び防災訓練への従業員の参加の機会を確保するよう努めるものとする。

(事業者の施設等の安全性の確保)

第三十一条 事業者は、その所有する施設並びに設備及び備品の地震による倒壊等から来所者、従業員等の安全並びに津波等からの安全な避難及び円滑な救援に必要な経路を確保するため、当該施設の耐震診断及び耐震改修並びに当該設備及び備品の転倒を防止するための対策等に努めるものとする。

2 上下水道、電気供給施設、ガス供給施設又は電気通信事業の用に供する施設及びこれらに附帯する設備（以下「ライフライン関連施設等」という。）の設置者又は管理者は、ライフライン関連施設等について、地震及び津波に対する安全性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者は、その設置する工作物等を定期的に点検し、耐震性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五節 県による予防対策及び市町村等との連携

(震災対策等に関する知識の普及等)

第三十二条 県は、市町村その他の関係者と連携して、県民、自主防災組織等が平常時から震災に備え、適切な震災対策を講ずることができるよう、震災及び震災対策に関する知識の普及を図るものとする。

2 県は、市町村その他の関係者と連携して、家庭及び地域における震災対策が自主的に行われるよう学校教育及び社会教育を通じて、全ての世代を対象とした防災教育の充実に努めるものとする。

3 県は、市町村その他の関係者と連携して、県民、自主防災組織等の震災に適切に対応する能力を向上させるため、様々な震災を想定した防災訓練を行うものとする。

4 県は、徳島県立防災センター等の機能を十分に活用し、震災及び震災対策に関する知識の普及及び人材の育成を図るものとする。

(情報伝達体制の整備)

第三十三条 県は、震災発生時等における気象状況、被害の発生状況、避難の状況その他の震災対策に必要な情報を市町村その他の関係者と相互に伝達するた

め、通信機能の強化及び複数の通信手段の確保に努めるものとする。

- 2 県は、市町村、報道機関その他の関係者と連携して、震災発生時等において必要となる情報を県民等に提供するための体制を整備するものとする。
- 3 県は、市町村と連携して、震災発生時等において帰宅が困難となった者及び移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者等」という。）に対して必要な情報を提供するための体制を整備するものとする。

（行政機能の低下への対応）

第三十四条 県は、地震又は津波により庁舎等が被害を受けた場合等における行政機能の低下を最小限度にとどめるため、震災発生時等において必要となる応急対策業務及び継続の必要性の高い通常の業務を継続するための計画（以下「業務継続計画」という。）を作成するものとする。

- 2 県は、全ての市町村において行政機能の低下を最小限度にとどめるための業務継続計画が作成されるよう、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

（自主防災組織の結成の促進に対する支援等）

第三十五条 県は、市町村が行う自主防災組織の結成の促進並びに防災研修及び防災訓練を行う自主防災組織に対する支援について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

- 2 県は、地域の震災対策において重要な役割を担う消防団等の組織の充実及び機能の強化に努める市町村に対し、積極的に協力するものとする。
- 3 県は、市町村その他の関係者と連携して、自主防災組織が実施する震災対策において指導的な役割を担う者の育成及び確保を図るものとする。
- 4 県は、市町村と連携して、自主防災組織相互の広域的な連携の促進に努めるものとする。

（避難計画の作成についての支援等）

第三十六条 県は、市町村が自主防災組織及び要援護者関連施設と連携して行う避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めた避難計画の作成について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

- 2 県は、広域的な避難が円滑に行われるよう市町村を支援するものとする。

（避難所の運営体制の整備）

第三十七条 県は、市町村が避難所として使用される建築物の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して行う避難所の運営基準の作成について、当該運営基準がプライバシーの確保をはじめとする避難者の生活の質に配慮したものとなるよう、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

- 2 県は、市町村その他の関係者と連携して、避難所の効果的かつ効率的な運営を図るため、避難所の運営に関する連絡調整を行う者の育成及び確保を図るものとする。

（応急仮設住宅の確保）

第三十八条 県は、応急仮設住宅の確保について、市町村その他の関係者と連携して、地域の特性及び実情等を踏まえた対策について検討を行うとともに、応急仮設住宅の建設が円滑に行われるよう、その標準的な仕様を定めるものとする。

2 県は、市町村と連携して、応急仮設住宅として活用できる公営住宅、民間賃貸住宅等の把握に努めるものとする。

3 県は、応急仮設住宅の確保に係る関係団体との協定の締結に努めるものとする。

4 県は、市町村と連携して、応急仮設住宅の建設の候補地を選定するものとする。

(震災時要援護者の支援体制の整備等に対する支援)

第三十九条 県は、市町村が行う震災時要援護者に関する情報の把握及び自主防災組織等と連携した支援体制の整備について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

2 県は、市町村が行う福祉避難所（避難所であつて、震災時要援護者のうち避難所での生活において特別な配慮が必要な者を受け入れるために必要な設備等を有するものをいう。）の指定について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

(医療救護体制の整備等)

第四十条 県は、震災による重篤な救急患者の救命医療の拠点となる医療機関並びに当該医療機関を支援し、及び補完する役割を担う医療機関を指定するとともに、本県における医療機能の充実及び強化に努めるものとする。

2 県は、震災の発生後直ちに救命活動が開始できる機動性を持った医療チーム及び被災地の医療体制の支援を行う医療救護班を派遣する医療機関等の指定等の広域的な医療救護体制を整備するものとする。

3 県は、計画的な医薬品の備蓄及び関係事業者との協定の締結により、震災発生時等に必要となる医薬品の調達体制を整備するものとする。

4 県は、市町村が行う震災発生時等における医療救護体制の整備について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

(物資等の調達体制の整備)

第四十一条 県は、市町村と連携して、物資、燃料及び資機材（以下「物資等」という。）の計画的な備蓄、整備及び点検並びに関係事業者との協定の締結により、震災発生時等に必要となる物資等の調達体制を整備するものとする。

(救援物資の輸送体制の整備等)

第四十二条 県は、市町村と連携して、震災発生時等において、救援物資を迅速かつ的確に避難所等に輸送できる体制を整備するものとする。

2 県は、市町村と連携して、救援物資の受入れ及び配分を円滑に行うことができるよう連絡調整を行う者の育成及び確保を図るものとする。

(他の都道府県等との協定の締結)

第四十三条 県は、震災発生時等において、被災者の救援及び救護をはじめとする応急対策に必要な支援等が円滑に行われるよう、他の都道府県等との広域的

な連携に関する協定の締結に努めるものとする。

(公衆衛生の確保のための体制の整備)

第四十四条 県は、市町村、医療機関その他の関係者と連携して、震災が発生した場合における感染症の発生の予防及びまん延の防止、県民の心身の健康管理その他の公衆衛生の確保のための体制を整備するものとする。

(防火及び防犯の体制の強化)

第四十五条 県は、市町村、自主防災組織その他の関係者と連携して、震災発生時等における火災及び犯罪の防止のため、防火及び防犯に関する意識の啓発を行うとともに、消火器の普及、防犯灯の設置その他の必要な施策を実施し、防火及び防犯の体制の強化に努めるものとする。

(緊急輸送体制の整備)

第四十六条 県は、市町村その他の関係者と連携して、負傷者の搬送並びに応急対策に必要な人員及び物資等の輸送(以下「緊急輸送」という。)の体制を整備するものとする。

2 県は、その管理する緊急輸送路(緊急輸送のために必要となる道路、港湾、漁港及び飛行場をいう。以下同じ。)の整備並びに緊急輸送のために必要となる物資等の集積を行う場所及びヘリポートの確保等に努めるものとする。

3 県は、緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、緊急輸送路を管理する者に対し、当該緊急輸送路の整備を求めるものとする。

4 県は、緊急輸送を確保するため、耐震性を強化した岸壁等の整備の促進に努めるものとする。

(孤立地区対策に対する支援)

第四十七条 県は、市町村が孤立地区(震災が発生した場合に、外部との交通が途絶し、人の移動及び物資の輸送が困難又は不可能となる地区をいう。以下同じ。)における通信の途絶に備えるため行う情報の収集及び伝達の手段の確保について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

2 県は、市町村が行う地域の特性に応じた孤立地区の発生に備えた対策について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

(ボランティア活動の環境整備等)

第四十八条 県は、市町村その他の関係者と連携して、震災が発生した場合におけるボランティア活動が安全かつ円滑に実施されるよう、ボランティアの受入体制の整備、物資及び資機材の提供その他のボランティア活動の環境を整備するものとする。

2 県は、市町村その他の関係者と連携して、ボランティア活動への県民の積極的な参加を促すため、ボランティア活動への理解を深める啓発の実施及びボランティア活動を行うために必要な知識の普及を図るものとする。

3 県は、市町村その他の関係者と連携して、ボランティア活動を円滑に実施するための連絡調整を行う者の育成及び確保を図るものとする。

(震災対策の拠点となる建築物の安全性の確保等)

第四十九条 県は、その管理する震災対策の拠点となる建築物並びに情報の収集及び伝達、医療救護等に関する震災対策上重要な設備について、地震及び津波に対する安全性を確保するため、計画的な耐震性の向上、浸水を防止するための対策等に努めるとともに、当該建築物が被害を受けた場合に備えるため、その機能を代替する建築物の選定に努めるものとする。

- 2 県は、その管理する建築物内において来庁者等の安全を確保するための対策に努めるものとする。
(建築物等への避難機能の付与等)

第五十条 県は、市町村と連携して、各地域において想定される被害の状況に基づき、県の管理する建築物等への避難上必要な機能の付与、避難路及び避難施設の整備その他の地域住民等の安全を確保するための対策に努めるものとする。
(公共土木施設の整備等による被害の軽減対策)

第五十一条 県は、その管理する河川、海岸、砂防設備、道路、港湾、漁港、公園等の公共土木施設について、震災対策の観点から、計画的な整備及び適正な維持管理に努めるものとする。

- 2 県は、地震による地盤沈下等による長期間にわたる浸水に対応するため、早期の排水を可能にするための体制の確保及び設備の整備に努めるものとする。
3 県は、市町村と連携して、津波による被害の発生が予想される地域において、放置された船舶等により当該被害を拡大させないため、当該船舶等の除却等の対策の実施に努めるものとする。
(津波防災地域づくりの推進)

第五十二条 県は、市町村が行う津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号。以下「津波防災法」という。）第一条に規定する津波防災地域づくりを支援するため、市町村と連携して、津波防災法第五十三条第一項に規定する津波災害警戒区域及び津波防災法第七十二条第一項に規定する津波災害特別警戒区域（以下「津波災害特別警戒区域」という。）を速やかに指定するとともに、その効果を検証し、必要に応じて指定の変更等を行うものとする。

- 2 県は、市町村による津波防災法第十条第一項に規定する推進計画（以下「推進計画」という。）の作成及び津波防災法第七十三条第二項第二号に規定する条例の制定が円滑に行われるよう、これらに係る指針を作成するとともに、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。
3 県は、市町村が推進計画に基づき建築物等の移転が可能な地域を定める場合には、当該地域への移転が円滑に行われるよう、土地の利用に関する規制の緩和等について配慮するものとする。
4 県は、津波災害特別警戒区域に建築物を所有する者が、当該建築物を津波災害特別警戒区域以外の区域に移転する場合には、当該区域への移転が円滑に行われるよう、土地の利用に関する規制の緩和等について配慮するものとする。
(建築物等の耐震診断等の促進)

第五十三条 県は、市町村と連携して、建築物及び家具等の地震による倒壊等から県民の安全並びに津波等からの安全な避難及び円滑な救援に必要な経路を確保するため、当該建築物の耐震診断及び耐震改修並びに当該家具等の転倒を防止するための対策等の促進に努めるものとする。

(事業活動を継続するための計画の作成の促進等)

第五十四条 県は、事業者による事業活動を継続するための計画の作成の促進に努めるものとする。

2 県は、津波による海水の浸入のために農用地（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第一項に規定する農用地をいう。）が受けた損害を除去するための対策等を検討し、農業生産活動を早期に復旧させるための計画を作成するものとする。

第六節 特定活断層調査区域における土地利用の適正化等

(特定活断層調査区域の指定等)

第五十五条 知事は、特定活断層（地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百一十一号）第十条第一項に規定する地震調査委員会において長期評価が行われている中央構造線断層帯のうち讃岐山脈南縁に係る部分をいう。以下同じ。）の変位による被害を防止するため、特定活断層の位置に関する調査が必要な土地の区域を、特定活断層調査区域として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により特定活断層調査区域を指定するときは、あらかじめ、関係する市町村の長の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第一項の規定により特定活断層調査区域を指定するときは、その旨及び指定の区域を徳島県報で公示しなければならない。

4 知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、規則で定めるところにより、関係する市町村の長に、当該公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

5 特定活断層調査区域の指定は、第三項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

6 知事は、第一項の規定による特定活断層調査区域の指定の理由がなくなつたと認めるときは、当該特定活断層調査区域の全部又は一部について当該指定を解除するものとする。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の規定による特定活断層調査区域の指定の解除について準用する。

8 県は、最新の活断層の位置に関する情報の把握に努めるとともに、把握した当該情報を公表するものとする。

(特定活断層調査区域における土地利用の適正化等)

第五十六条 特定活断層調査区域において次に掲げる建築物又は施設（以下「特定施設」という。）の新築、改築又は移転（以下「新築等」という。）をしようとする者は、特定活断層の直上への当該特定施設の新築等避けなければならない。

一 学校、病院その他の多数の者が利用する建築物であつて規則で定めるもの

二 火薬類、石油類その他の危険物であつて規則で定めるものを貯蔵する施設

- 2 特定活断層調査区域において特定施設の新築等をしようとする者は、当該新築等に係る工事（開発行為（都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）を伴う場合にあつては、当該開発行為）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出て、知事と協議しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - 二 特定施設の名称及び所在地
 - 三 特定施設の用途
 - 四 その他規則で定める事項
- 3 前項の規定による届出には、特定施設の位置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
- 4 第二項の規定による協議をした者は、当該協議に基づいて特定活断層に関する調査を実施し、その調査報告書並びに特定活断層の位置図、特定施設の配置計画図及び規則で定める書類（以下「調査報告書等」という。）を知事に提出しなければならない。
- 5 第二項の規定による届出若しくは協議又は前項の規定による調査報告書等の提出（以下「届出等」という。）をした者は、当該届出等に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出て、知事と協議しなければならない。
- 6 宅地建物取引業者は、その取り扱う宅地又は建物が特定活断層調査区域にある場合は、当該宅地又は建物を取得し、又は借りようとしている者に対して、その売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、当該宅地又は建物が特定活断層調査区域にある旨及び前各項に規定する内容を説明するよう努めるものとする。

第五十七条 県は、特定活断層調査区域において建築物の新築等をしようとする場合は、特定活断層の直上への当該建築物の新築等を避けなければならない。

- 2 県は、特定活断層調査区域の不動産の譲渡、交換、貸付等（以下「譲渡等」という。）をしようとするときは、当該譲渡等に係る契約の締結までに当該不動産の譲渡等の相手方に対して、当該不動産が特定活断層調査区域にある旨及び前条第一項から第五項までに規定する内容を説明しなければならない。
- 3 県は、特定活断層調査区域に建築物を所有する者が、当該建築物を特定活断層調査区域以外の区域に移転する場合には、当該区域への移転が円滑に行われるよう、土地の利用に関する規制の緩和等について配慮するものとする。
- （工事又は開発行為の着手又は完了の届出）

第五十八条 第五十六条第二項の規定による協議をした者は、当該協議に係る新築等の工事若しくは開発行為に着手し、又はこれらを完了したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（報告の徴収及び立入調査）

第五十九条 知事は、第五十六条、前条、次条及び第六十一条の規定の施行に必要な限度において、特定施設の新築等をする者に対し、報告若しくは資料の提

出を求め、又はその職員に、当該特定施設若しくは当該特定施設に係る新築等の工事若しくは開発行為が行われている場所に立ち入り、当該特定施設に係る新築等の工事若しくは開発行為の状況若しくは書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第六十条 知事は、第五十六条第一項の規定による特定活断層の直上への特定施設の新築等の回避をしなかった者、同条第二項の規定による届出又は協議をしなかった者、同条第四項の規定による調査報告書等の提出をしなかった者及び同条第五項の規定による届出又は協議をしなかった者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(公表)

第六十一条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わない場合は、その旨、当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合は、あらかじめ当該公表の対象となる者に対し、証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

第三章 応急対策

第一節 県民による応急対策

(避難等)

第六十二条 県民は、地震の揺れを感知したときは、震災に関する情報に留意し、自主的な避難に努めるとともに、津波、崖崩れ等の発生が予測される場合には、自らの安全を確保するため、直ちに安全な場所に避難するものとする。

- 2 県民は、避難の勧告又は指示が行われた場合には、円滑に避難するとともに、当該勧告又は指示が解除されるまでの間は、避難を継続するものとする。
- 3 避難所を利用する者は、第三十七条第一項に規定する運営基準を遵守し、互いに協力して共同生活を営むよう努めるものとする。

(緊急通行車両等の通行の確保)

第六十三条 県民は、災対法又は道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行規制その他の交通規制を遵守するとともに、当該交通規制が行われていない道路においても、車両の使用を自粛することにより、災対法第七十六条第一項に規定する緊急通行車両（以下「緊

急通行車両」という。)及び震災時要援護者等の避難のための車両の通行の確保に協力するよう努めるものとする。

(危険建築物等からの避難等)

第六十四条 県民は、地震により倒壊等、火災又は附属物の落下のおそれが生じた建築物その他の工作物(以下「危険建築物等」という。)による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難するものとする。

2 危険建築物等の所有者又は管理者は、当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努めるものとする。

3 建築物の所有者又は管理者は、市町村が実施する被災建築物応急危険度判定(地震により被害を受けた建築物について、余震等による倒壊等の危険性及び建築物の一部等の落下又は転倒の危険性を判定することをいう。)に協力するものとする。

第二節 自主防災組織による応急対策

第六十五条 自主防災組織は、市町村その他の関係者と連携して、率先避難、地域住民の安否に関する情報の収集及び伝達、地域住民及び震災時要援護者の避難についての支援、初期消火、負傷者の救出及び救護、避難所の運営その他の地域における応急対策を実施するよう努めるものとする。

第三節 学校等による応急対策

(生徒等の安全の確保)

第六十六条 学校等の設置者等は、震災発生時等において、幼児、児童、生徒等の安全の確保に努めるものとする。

(避難所の運営についての支援)

第六十七条 学校等の設置者等は、その所有し、又は管理する学校等の施設が避難所として使用される場合には、市町村、自主防災組織その他の関係者と連携して、当該避難所の円滑な運営について必要な支援に努めるものとする。

(学校等における教育活動等の再開準備)

第六十八条 学校等の設置者等は、避難者及び地域住民の十分な理解及び協力の下、学校等における教育活動等の再開に向けた準備に努めるものとする。

第四節 事業者による応急対策

(来所者等の安全の確保)

第六十九条 事業者は、震災発生時等において、来所者及び従業員の安全を確保するよう努めるとともに、地域住民の安全を確保するため、自主防災組織その他の関係者と連携して、避難及び震災に関する情報の収集及び提供、初期消火、率先避難、地域住民の避難誘導及び救助その他の応急対策を実施するよう努めるものとする。

(帰宅困難者等への支援)

第七十条 事業者は、事業所の周辺地域において帰宅困難者等が発生しているときは、当該帰宅困難者等に対して、避難及び震災に関する情報、連絡手段及び

一時的な避難場所の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

(二次的な被害の防止)

第七十一条 危険物等（消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第七号に規定する危険物、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス、火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百九号）第二条第一項に規定する火薬類、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物及び同条第二項に規定する劇物並びに原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質、同条第三号に規定する核原料物質及び同条第五号に規定する放射線をいう。以下同じ。）を取り扱う事業者は、震災発生時等において、爆発等の二次的な被害を防止するため、危険物等を取り扱う施設の点検及び応急措置を行い、その安全の確保に努めるとともに、爆発等のおそれがある場合には、速やかに関係者及び周辺住民への連絡、立入制限等の対策を講ずるものとする。

第五節 県による応急対策及び市町村等との連携

(応急対策のための体制の確立等)

第七十二条 県は、迅速かつ的確に避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう、市町村その他の関係者と連携して、必要な体制を速やかに確立するものとする。

2 県は、地震又は津波により庁舎等が被害を受けた場合等において、行政機能の低下を最小限度にとどめるよう努めるものとする。

(情報伝達体制の確立等)

第七十三条 県は、震災及び震災対策に関する情報を市町村その他の関係者と相互に伝達するために必要な体制を速やかに確立するものとする。

2 県は、収集した震災及び震災対策に関する情報を総合的に分析した上で、県民等への周知を図るため、市町村、報道機関その他の関係者に必要な情報を速やかに提供するものとする。

(緊急輸送の確保等)

第七十四条 県は、市町村その他の関係者と連携して、応急対策に必要な緊急輸送を確保するものとする。

2 県は、応急対策が的確に実施されるよう緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、市町村その他の関係者と必要な調整を図るものとする。

(応急対策の実施に係る応援等)

第七十五条 県は、災対法第六十八条の規定に基づき市町村長等からの応援の要求等に対して、あらゆる手段を検討し、速やかにその求めに応ずるものとする。

(自主防災組織等への支援体制の確立)

第七十六条 県は、市町村その他の関係者と連携して、自主防災組織及びボランティアによる震災対策が円滑に実施されるよう支援するために必要な体制を確立するものとする。

(心のケアの体制の確立)

第七十七条 県は、市町村、医療機関その他の関係者と連携して、被災者並びに被災者の捜索及び救助の活動を行う者の心のケア（被災したこと又は被災者の捜索及び救助の活動に従事したことにより精神的健康が損なわれた状態からの回復及び当該状態の予防をいう。）を行うため、相談窓口を設置する等の必要な体制を確立するものとする。

第四章 復旧及び復興対策

第一節 県民による復旧及び復興対策

第七十八条 県民は、自らが震災からの復旧及び復興の主体であることを認識し、自主防災組織、ボランティア、学校等、事業者、県、市町村その他の関係者と連携して、自らの生活を再建するとともに、地域社会の再生に努めるものとする。

第二節 自主防災組織による復旧及び復興対策

第七十九条 自主防災組織は、震災からの復旧及び復興に際して、地域社会の再生に貢献するよう努めるとともに、県、市町村その他の関係者が実施する当該復旧及び復興に関する対策に協力するよう努めるものとする。

第三節 学校等による復旧及び復興対策

第八十条 学校等の設置者等は、県、市町村その他の関係者と連携して、学校等の機能の早期回復を図り、学校等における教育活動等の再開に努めるものとする。

第四節 事業者による復旧及び復興対策

(ライフライン関連施設等の復旧)

第八十一条 ライフライン関連施設等の設置者又は管理者は、県、市町村その他の関係者と連携して、速やかに当該ライフライン関連施設等の復旧対策を実施するよう努めるものとする。

(雇用の場の確保等)

第八十二条 事業者は、震災からの復旧及び復興に際して、事業活動の継続又は再開により雇用の場を確保するよう努めるとともに、県、市町村その他の関係者と連携して、地域経済の復旧及び復興に貢献するよう努めるものとする。

第五節 県による復旧及び復興対策並びに市町村等との連携

第八十三条 県は、市町村と連携して、県民及び事業者等の参画を図りながら、震災からの復旧及び復興を計画的かつ円滑に推進するため、当該復旧及び復興に関する計画を早期に作成するものとする。

2 県は、市町村その他の関係者と連携して、前項の復旧及び復興に関する計画の円滑な実施に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二章第六節の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

提案理由

南海トラフを震源とする巨大地震、中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震等による震災から、県民の生命、身体及び財産を保護するため、震災対策に関し、基本理念を定め、県民、自主防災組織、学校等及び事業者の役割並びに県の責務を明らかにし、関係者相互の緊密な連携及び協働を促進するとともに、より実効性のある具体的な施策を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって震災に強い社会の実現に寄与する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五号

公聴会参加者等の実費弁償支給条例の一部改正について

公聴会参加者等の実費弁償支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

公聴会参加者等の実費弁償支給条例の一部を改正する条例

第一条 公聴会参加者等の実費弁償支給条例（昭和二十三年徳島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「第百条第一項」を「第百条第一項後段」に改め、同項第二号中「第百九条第五項」の下に「（同法第百九条の二第五項及び第百十条第五項において準用する場合を含む。）及び同法第百十五条の二第一項」を加え、同項中第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、同項第十号中「により、」を「により」に、「求めにより」を「求めに応じて」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号を削り、同項第八号中「求めにより」を「求めに応じて」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第七号を第十号とし、第三号から第六号までを三号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の三号を加える。

三 地方自治法第百九条第六項（同法第百九条の二第五項及び第百十条第五項において準用する場合を含む。）及び同法第百十五条の二第二項の規定により出頭した参考人

四 地方自治法第百九十九条第八項の規定により監査委員の求めに応じて出頭した関係人

五 地方自治法第二百五十一条の二第九項の規定により自治紛争処理委員の求めに応じて出頭した当事者及び関係人

第一条第二項中「前項第七号又は第十二号」を「前項第十号又は第十四号」に、「あたり」を「当たり」に改め、同条第三項中「第二項第八号」を「第二項第十一号」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第二条第一項中「第十二号」を「第十四号」に、「同項第十三号」を「同項第十五号」に改め、同条第二項中「前条第一項第十三号」を「前条第一項第十五号」に改める。

第二条 公聴会参加者等の実費弁償支給条例の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「第百条第一項後段」の下に「(同法第二百八十七条の二第七項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第二号及び第三号を次のように改める。

- 一 地方自治法第百十五条の二第二項(同法第百九条第五項において準用する場合を含む。)の規定による公聴会に参加した者
- 二 地方自治法第百十五条の二第二項(同法第百九条第五項において準用する場合を含む。)の規定により出頭した参考人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十二号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、議会の会議における公聴会に参加した者等に対して実費弁償として旅費を支給する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第六号

徳島県震災対策基金条例の制定について

徳島県震災対策基金条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県震災対策基金条例

(設置)

第一条 南海トラフを震源とする巨大地震又は中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震により生ずる被害をはじめとする震災（地震及び津波により生ずる被害をいう。以下同じ。）に対する予防対策、震災が発生した場合の応急対策並びに震災からの復旧及び復興に関する対策に係る事業に要する経費に充てるため、徳島県震災対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

南海トラフを震源とする巨大地震又は中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震により生ずる被害をはじめとする震災に対する予防対策、震災が発生した場合の応急対策並びに震災からの復旧及び復興に関する対策に係る事業に要する経費に充てるため、徳島県震災対策基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の制定について

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、薬物の濫用の防止に関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、薬物の濫用の防止に関する基本的な施策、薬物の濫用を防止するための規制等を定めることにより、薬物の濫用による危害から県民の健康及び安全を守り、もって県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第一条に規定する大麻
- 二 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第二条第一項に規定する覚せい剤及び同条第五項に規定する覚せい剤原料
- 三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬、同条第四号に規定する麻薬原料植物及び同条第六号に規定する向精神薬
- 四 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第一号に規定するけし、同条第二号に規定するあへん及び同条第三号に規定するけしから
- 五 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十二条の二に規定するトルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう）、接着剤、塗料及び閉塞用又はシーリング用の充填料
- 六 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十四項に規定する指定薬物（以下「大臣指定薬物」という。）
- 七 前各号に掲げるもののほか、これらと同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物であつて、それを濫用することにより

人の健康に危害が生じると認められるもの

(県の責務)

第三条 県は、薬物の濫用による危害から県民の健康及び安全を守ることを基本として、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的に実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、薬物の濫用による危害もたらす全国的な影響に鑑み、国、他の地方公共団体、薬物の濫用の防止を目的とする団体等との連携及び協力を図るものとする。

(県民の責務)

第四条 県民は、薬物の危険性に関する知識及び理解を深め、薬物の濫用を防止するとともに、県が実施する薬物の濫用の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(調査研究)

第五条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、薬物の危険性に関する調査研究を行うものとする。

(情報の提供等)

第六条 県は、県民が薬物に関する正しい知識に基づき行動することができるよう県民に対し、薬物の危険性、薬物に関する相談窓口その他薬物の濫用の防止に関し必要な情報を提供するとともに、啓発を行うものとする。

(監視及び指導)

第七条 県は、薬物の濫用による危害の発生を防止するため、薬物の流通の態様に応じ、適切かつ効果的な監視及び指導を実施するものとする。

(指定)

第八条 知事は、第二条第七号に掲げる薬物のうち、現に県の区域内において濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めるものを指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、徳島県薬事審議会の意見を聴かなければならない。ただし、県民の健康及び安全を守るため緊急を要する場合で、あらかじめ徳島県薬事審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合においては、知事は、第一項の規定による指定を行った後、速やかに、その旨を徳島県薬事審議会に報告するものとする。

4 第一項の規定による指定は、同項の規定により指定された薬物（以下「知事指定薬物」という。）の名称、指定の理由、指定の効力発生の日その他必要な事項を公示することによって行うものとする。

(指定の失効)

第九条 前条第一項の規定による指定は、知事指定薬物が第二条第一号から第六号までに掲げる薬物に該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。

2 知事は、前項の規定により知事指定薬物の指定の効力が失われたときは、当該知事指定薬物の名称、効力が失われた理由その他必要な事項を公示するもの

とする。

- 3 第十七条から第二十條までの規定は、第一項の規定により知事指定薬物の指定の効力が失われる前にした行為についても、適用する。

(指定の解除)

第十條 知事は、前条第一項に規定する場合のほか、第八條第一項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるとき又は当該指定を継続することが適当でないとき、当該指定を解除しなければならない。

- 2 第八條第二項本文及び第四項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

(製造等の禁止)

第十一條 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第一号から第三号まで及び第六号に掲げる行為については、正当な理由がある場合として規則で定める場合は、この限りでない。

- 一 知事指定薬物（知事指定薬物を含有する物を含む。以下「知事指定薬物等」という。）を製造し、又は栽培すること。
- 二 知事指定薬物等を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持すること（県の区域外における販売又は授与の目的で所持する場合を含む。）。
- 三 知事指定薬物等を販売又は授与の目的で広告すること。
- 四 知事指定薬物等をみだりに使用し、又はみだりに使用する目的で所持すること。
- 五 多数の者が集まつて知事指定薬物等をみだりに使用することを知つて、そのための場所を提供し、又はあつせんすること。
- 六 大臣指定薬物を販売又は授与の目的で所持すること（県の区域外における販売又は授与の目的で所持する場合を含む。）（薬事法第七十六條の四の規定に違反して貯蔵し、又は陳列する場合を除く。）。
- 七 大臣指定薬物をみだりに使用し、又はみだりに使用する目的で所持すること。
- 八 多数の者が集まつて大臣指定薬物をみだりに使用することを知つて、そのための場所を提供し、又はあつせんすること。

(立入調査等)

第十二條 知事は、この条例の施行に必要な限度において、知事指定薬物等若しくはこれに該当する疑いのある物を製造し、栽培し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で所持し、販売若しくは授与の目的で広告し、みだりに使用し、若しくはみだりに使用する目的で所持した者若しくは多数の者が集まつてこれらの物をみだりに使用することを知つて、そのための場所を提供し、若しくはあつせんした者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、これらの物を業務上取り扱う場所その他これらの行為に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、大臣指定薬物若しくはこれに該当する疑いのある物を販売若しくは授与の目的で所持し、みだりに使用し、若しくはみだりに使用する目的で所持した者若しくは多数の者が集まつてこれらの物をみだりに使用することを知つて、そのための場所を提供し、若しくは

あつせんした者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、これらの物を業務上取り扱う場所その他これらの行為に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警告)

第十三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。

一 第十一条第一号の規定に違反して知事指定薬物等を製造し、又は栽培した者

二 第十一条第二号の規定に違反して知事指定薬物等を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持した者

三 第十一条第三号の規定に違反して知事指定薬物等を販売又は授与の目的で広告した者

四 第十一条第四号の規定に違反して知事指定薬物等をみだりに使用し、又はみだりに使用する目的で所持した者

五 第十一条第五号の規定に違反して場所を提供し、又はあつせんした者

六 第十一条第六号の規定に違反して大臣指定薬物を販売又は授与の目的で所持した者

七 第十一条第七号の規定に違反して大臣指定薬物をみだりに使用し、又はみだりに使用する目的で所持した者

八 第十一条第八号の規定に違反して場所を提供し、又はあつせんした者

2 前項各号（第四号及び第七号を除く。）のいずれかに該当する者が、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は人に対しても、同項の規定による警告を発することができる。

3 第一項の警告は、書面を交付して行うものとする。

(製造等の中止等の命令)

第十四条 知事は、前条第一項の警告（同項第一号から第三号までに係るものに限る。）に従わない者に対し、知事指定薬物等の製造、栽培、販売、授与、販売若しくは授与の目的で所持若しくは販売若しくは授与の目的での広告の中止（以下「知事指定薬物等の製造等の中止」という。）を命じ、又は知事指定薬物等の回収若しくは廃棄その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する者に対し、同項の警告を発することなく、知事指定薬物等の製造等の中止を命じ、又は知事指定薬物等の回収若しくは廃棄その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

一 薬物の濫用による危害から県民の健康及び安全を守るため緊急を要する場合で、前条第一項の警告を発するいとまがないとき。

二 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する者が、過去に同項の警告（同項第一号から第三号までに係るものに限る。）を受けたことがある

とき。

(緊急時の勧告)

第十五条 知事は、第二条第七号に掲げる薬物（知事指定薬物を除く。）の濫用により現に県民の健康に重大な危害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、第八条第一項の規定により当該薬物を知事指定薬物として指定する前に、当該薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で所持し、販売若しくは授与の目的で広告し、みだりに使用し、若しくはみだりに使用する目的で所持した者又は多数の者が集まって当該薬物をみだりに使用することを知って、そのための場所を提供し、若しくはあつせんした者に対し、これらの行為を中止し、又は当該薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行ったときは、県民に対し当該勧告に係る薬物に関する情報を提供するものとする。

(委任)

第十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十七条 第十四条の規定による命令（第十三条第一項第一号又は第二号に係るものに限る。）に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一号又は第二号の規定に違反した者

二 第十四条の規定による命令（第十三条第一項第三号に係るものに限る。）に違反した者

第十九条 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第九条第三項、第十一条から第十四条まで及び第十七条から第二十条までの規定は、平成二十五年二月一日から施行する。

提案理由

薬物の濫用の防止に関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、薬物の濫用の防止に関する基本的な施策、薬物の濫用を防止するための規制等を定めることにより、薬物の濫用による危害から県民の健康及び安全を守り、もって県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八号

徳島県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部改正について

徳島県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例

徳島県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成十四年徳島県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七十五条の二」を「第六十八条の三」に改め、「基づき、」の下に「同法第六十八条の二第二項に規定する広域化等支援方針（以下「広域化等支援方針」という。）の作成、広域化等支援方針に定める施策の実施その他」を加える。

第六条中「基金は、」の下に「広域化等支援方針の作成及び広域化等支援方針に定める施策の実施に必要な費用並びに」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国民健康保険法の一部が改正され、平成二十七年度から保険財政共同安定化事業の対象が全ての医療費に拡大されること等に鑑み、徳島県国民健康保険広域化等支援基金について、広域化等支援方針を作成し、及び広域化等支援方針に定める施策を実施するための所要の措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第九号

徳島県国民健康保険調整交付金条例の一部改正について

徳島県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

徳島県国民健康保険調整交付金条例（平成十七年徳島県条例第百六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「百分の七」を「百分の九」に改める。

第三条第四項中「七分の六」を「九分の六」に改め、同条第五項中「七分の一」を「九分の三」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県国民健康保険調整交付金条例の規定は、平成二十四年度における徳島県国民健康保険調整交付金（以下「調整交付金」という。）から適用する。

（経過措置）

- 3 平成二十四年度における改正後の第二条の規定による調整交付金の総額については、同条の規定にかかわらず、国民健康保険法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十八号。以下「改正法」という。）附則第三条第三項に規定する額とする。
- 4 平成二十四年度における納付市町村（国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定の整備及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第百三十二号。以下「経過措置政令」という。）第三条に規定する納付市町村をいう。以下同じ。）が存する場合の改正後の第二条の規定による調整交付金の総額については、前項の規定にかかわらず、経過措置政令第四条第二項に規定する額とする。
- 5 平成二十五年度における改正後の第二条の規定による調整交付金の総額については、同条の規定にかかわらず、改正法附則第四条第三項において読み替え

て準用する改正法附則第三条第三項に規定する額とする。

- 6 平成二十五年度における納付市町村が存する場合の改正後の第二条の規定による調整交付金の総額については、前項の規定にかかわらず、経過措置政令第五条第二項において読み替えて準用する経過措置政令第四条第二項に規定する額とする。

提案理由

国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、徳島県国民健康保険調整交付金の総額を改める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十号

徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成三年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「普及」の下に「及び適正な計量の実施の確保」を加え、「食品加工の進展」を「経済の発展」に改める。

第二条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 計量に関する事務を行うこと。

第九条に次の一項を加える。

- 9 第二項から第五項まで及び前項の規定にかかわらず、第二条第四号に規定する業務に係る手数料は、徳島県商工労働関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第三十五号）の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

提案理由

徳島県立工業技術センターの高度かつ専門的な知識、技術等を生かし、適正な計量業務の確保及び充実を図るとともに、環境計量に関する機能の強化及び計測技術の高度化を推進するため、徳島県立工業技術センターに徳島県計量検定所を統合する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十一号

職業能力開発促進法施行条例の制定について

職業能力開発促進法施行条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職業能力開発促進法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職業能力開発校以外の施設において行うことができる職業訓練)

第二条 法第十五条の六第一項ただし書に規定する条例で定める職業訓練は、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第三条の二に定める要件に該当する職業訓練とする。

(職業能力開発校の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練)

第三条 法第十五条の六第三項に規定する条例で定める職業訓練は、省令第三条の四に定める要件に該当する職業訓練とする。

(普通職業訓練の基準)

第四条 省令第九条に規定する普通課程（以下「普通課程」という。）の普通職業訓練に係る法第十九条第一項に規定する条例で定める基準については、次の各号に掲げる事項の区分に応じそれぞれ当該各号に定めるもの及び次項に定めるもののほか、省令第十条第一項（第四号及び第五号を除く。）に定める基準の例による。

- 一 訓練期間 二年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、一年以上二年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができる。
- 二 訓練時間 一年につきおおむね千四百時間以上であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間（以下「総訓練時間」という。）が二千八百時間以上であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、総訓練時間を千四百時間以上とすることができる。

- 2 訓練科ごとの教科について最低限必要とする科目、訓練科ごとに最低限必要とする設備その他の普通課程の普通職業訓練に係る基準については、知事が別に定める。

第五条 省令第九条に規定する短期課程（以下「短期課程」という。）の普通職業訓練に係る法第十九条第一項に規定する条例で定める基準については、次項に定めるもののほか、省令第十一条第一項及び別表第四第六号に定める基準の例による。

- 2 訓練科ごとの教科の科目、訓練科ごとに必要な設備その他の短期課程の普通職業訓練に係る基準については、知事が別に定める。
（無料とする職業能力開発校の行う職業訓練）

第六条 法第二十三条第一項第三号に規定する条例で定める職業訓練は、職業能力開発校において行う短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練とする。

（普通職業訓練における職業訓練指導員の資格）

第七条 法第二十八条第一項に規定する条例で定める者は、省令第三十六条の十五に定める基準に該当する者とする。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により職業能力開発促進法の一部が改正されたことに伴い、普通職業訓練の基準等について条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十二号

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例（昭和四十四年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の四条を加える。

（入校）

第二条の二 職業能力開発校に入校することができる者は、規則で定めるところにより知事の許可を受けた者とする。

（入校試験手数料等）

第二条の三 職業能力開発校の入校試験を受けようとする者は、二千二百円の入校試験手数料を納付しなければならない。

2 修了証明書、成績証明書その他の証明書の交付を受けようとする者（訓練生を除く。）は、一通につき四百円の証明手数料を納付しなければならない。

3 前二項に規定する手数料は、出願の際、納付しなければならない。

4 既納の手数は、還付しない。

（入校料）

第二条の四 職業能力開発校の入校の許可を受けようとする者（職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に規定する普通課程の普通職業訓練（以下「普通課程の普通職業訓練」という。）を受けようとする者に限る。）は、規則で定めるところにより、五千六百五十円の入校料を納付しなければならない。

2 既納の入校料は、還付しない。

（授業料）

第二条の五 職業能力開発校の普通課程の普通職業訓練の訓練生は、規則で定めるところにより、年額十一万八千八百円の授業料を納付しなければならない。

- 2 知事は、特別の理由があると認めるときは、授業料の全部又は一部を免除することができる。
- 3 既納の授業料は、還付しない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その授業料の全部又は一部を還付することができる。

附 則

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二条の次に四条を加える改正規定（第二条の五に係る部分に限る。）及び次項の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日の前日から引き続き徳島県職業能力開発校の普通課程の普通職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に規定する普通課程の普通職業訓練をいう。）を受けている訓練生に係る授業料については、改正後の第二条の五の規定にかかわらず、納付を要しない。

提案理由

他県等との均衡等を勘案し、訓練生に適正な負担を求めるため、徳島県職業能力開発校の普通課程の普通職業訓練に係る授業料等を徴取する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十三号

徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表の十七の項のホ及び二十の項中「一ほう群」を「一蜂群」に改め、同表の二十一の項中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に、「ほう群数」を「蜂群数」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。

提案理由

養ほう振興法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十四号

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「徳島市万代町一丁目」を「名西郡石井町」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、規則で定めるところにより、センターの内部組織を前項に規定する位置以外の位置に置くことができる。

第二条の見出しを「(病害虫防除所等)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項の表中「吉野川市鴨島町」を「名西郡石井町」に改め、同項を同条第一項とし、同条中第三項を第二項とする。

第三条中「第一条」を「第一条第一項」に改める。

第四条中「研究所」を「センター」に改め、「研修」の下に「のうち規則で定めるもの」を加える。

第七条の見出しを「(農業大学校の設置等)」に改め、同条を同条第一項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

センターに、農業大学校を置く。

第十三条を削る。

第十四条中「き損し」を「毀損し」に、「そのき損」を「その毀損」に改め、同条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項の表の改正規定は、同年二月一日から施行する。

提案理由

徳島県立農林水産総合技術支援センターの充実強化を図るための再編に伴い、同センターの位置、組織等について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十五号

徳島県県産材利用促進条例の制定について

徳島県県産材利用促進条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県産材利用促進条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第十条）

第二章 県産材の利用の促進に関する指針（第十一条）

第三章 県産材の利用の促進に関する施策（第十二条―第十七条）

第四章 雑則（第十八条―第二十一条）

附則

温暖な気候の下、県土の約八割を山地が占め、その山々を縫うように河川が流れる豊かな自然の中で、私たちは、森林から木材、清らかな水等の多くの恩恵を受けながら生活している。

しかしながら、戦後に植林された森林の多くが木材として利用可能な段階を迎えたにもかかわらず、長期にわたる木材価格の低迷が林業の衰退及び森林管理の停滞を招き、森林の有する多面的機能の低下が懸念される状況にある。

このため、県では全国に先駆け、林業の再生から飛躍、そして次世代の林業を目指し、県産材を効率的かつ安定的に供給する体制を構築するとともに、多種多様な木材産業の立地により木の根元から梢までを総合的に利用する体制を構築してきた。

一方で、県民等においては、地球温暖化の進行に伴い、森林及び林業の重要性に対する意識が高まってきており、森林の有する多面的機能への理解が深まりつつある。

ここに、私たちは、本県の有する豊富で貴重な森林という資源の重要性を認識し、そこから生産される県産材を積極的に利用することで、豊かな自然に囲まれた郷土を維持し、森林がもたらす多くの恩恵を将来の県民に継承していくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、本県の林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展、中山間地域の活性化をはじめとする本県の経済の振興並びに森林の有する多面的機能の向上を図るため、県産材の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民等、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の役割を明らかにするとともに、県産材の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県産材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の豊かな自然に囲まれたゆとりのある生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 県産材 県内で生産された木材をいう。
- 二 森林の有する多面的機能 県土の保全、水源の涵養^{かん}、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- 三 森林所有者 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第二項に規定する森林所有者をいう。
- 四 林業事業者 森林において森林施業（伐採、造林、保育その他の森林における施業をいう。以下同じ。）の事業を行う者をいう。
- 五 木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。
- 六 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。

(基本理念)

第三条 県産材の利用の促進は、本県の森林が災害から県民の生命及び財産を守っていること、県民の生活に必要な豊かな水を供給していること、多様な生物の生息の場になっていること等に鑑み、その恩恵に感謝するとともに、当該森林に対する愛着を持って行われなければならない。

- 2 県産材の利用の促進は、伐採、造林及び保育を繰り返すことにより本県において育まれてきた貴重な森林資源が枯渇することなく次世代に引き継がれるよう行われなければならない。
- 3 県産材の利用の促進は、木材がエネルギー源として利用すること及び再生産することが可能であつて、大気中の二酸化炭素の量の増減に影響を与えない資源であることに鑑み、循環型社会の形成に資するよう行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県産材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

（市町村との連携等）

第五条 県は、県産材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村との緊密な連携に努めるものとする。

2 県は、市町村が実施する県産材の利用の促進に関する施策を支援するため、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（県民等の役割）

第六条 県民及び事業者（以下「県民等」という。）は、基本理念にのっとり、地域経済の活性化、森林の整備の推進等の県産材を利用する意義を認識し、日常生活及び事業活動を通じて、県産材の特性に応じた積極的な利用に努めるものとする。

2 県民等は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（森林所有者の役割）

第七条 森林所有者は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能の重要性を認識し、県産材を安定的に供給できるよう、その所有する森林の適切な管理及び整備に努めるものとする。

2 森林所有者は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（林業事業者の役割）

第八条 林業事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業活動を通じて、本県の有する森林資源を有効に利用できるよう樹種、林齢等の森林の現況の把握を図り、効率的な生産による県産材の安定的な供給に努めるものとする。

2 林業事業者は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（木材産業事業者の役割）

第九条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業活動を通じて、県産材の特性に応じた加工、多段階の利用（まず製品の原材料として利用し、再使用し、及び再生利用し、最終的にエネルギー源として利用することをいう。）等の有効利用に努め、その加工品を安定的に供給するとともに、これまで培われてきた高度な木材加工技術の継承及び更なる向上に努めるものとする。

2 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（建築関係事業者の役割）

第十条 建築関係事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業活動を通じて、県産材に係る知識の習得及び県産材の積極的な利用に努めるものとする。

2 建築関係事業者は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 県産材の利用の促進に関する指針

第十一条 知事は、県産材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県産材の利用の促進に関する指針（以下「利用指針」という。）を策定するものとする。

- 2 利用指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 県産材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
 - 二 県産材の利用の目標
 - 三 県産材の適切な供給の確保に関する基本的事項
 - 四 その他県産材の利用の促進に関し必要な事項
- 3 知事は、利用指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表するとともに、市町村長に通知しなければならない。

第三章 県産材の利用の促進に関する施策

（県産材の利用の促進のための措置）

第十二条 県は、県産材の利用の促進及びそのための県産材の供給の安定を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 一 森林資源の利用及び再生産を図るための森林の整備に関すること。
- 二 県産材の生産に係る基盤の整備並びに森林施業の集約化及び人材の育成に関すること。
- 三 県産材の加工及び流通の体制の整備に関すること。
- 四 建築物、公共土木施設その他の工作物（以下「建築物等」という。）及びこれらに係る工事における県産材及び県産材を利用した製品の利用に関すること。
- 五 合板、木質ボード等への加工、エネルギー源としての利用等の県産材の有効利用に関すること。
- 六 県産材の利用の促進を担う技術者等の育成に関すること。
- 七 県産材のブランド化（県産材及び県産材を利用した製品に対して信頼感等を与える独自の印象を創出することをいう。）及び産地の認証に関すること。
- 八 県産材の新たな用途の開発及び国内外への販路の拡大に関すること。

（県の建築物等における県産材の利用等）

第十三条 県は、自ら行う建築物の整備に当たっては、利用指針で定めるところにより、木造とすることが適当でないもの又は困難であると認められるもの以外のものについては、原則として木造とするものとする。

- 2 県は、県民等による県産材の利用を促すため、自ら整備する建築物等及びこれらに係る工事において、率先して県産材及び県産材を利用した製品の利用に

努めるものとする。

(情報の提供)

第十四条 県は、林業事業者による県産材及び木材産業事業者による県産材の加工品の安定的な供給並びに建築関係事業者による県産材の利用の推進が図られるよう、県産材その他の木材の流通及び消費の動向を把握するとともに、県産材の利用の促進に関する情報の提供に努めるものとする。

(普及啓発)

第十五条 県は、森林の有する多面的機能及び断熱性、調湿性、紫外線を吸収する効果、景観の向上、癒やしの醸成等の木材の有する機能を研究し、その成果及び県産材を利用する意義に関する知識の普及に努めるものとする。

2 県は、県民等が県産材に親しむための催しの開催等に努めるものとする。

3 県は、木育(県民の生活に必要な物資としての木の良さ及びその利用の意義を学ぶ活動をいう。)の推進に努めるものとする。

(県産材利用推進月間)

第十六条 県民等の間に広く県産材についての関心と理解を深めるとともに、積極的に県産材を利用する意欲を高めるため、県産材利用推進月間を設ける。

2 県産材利用推進月間は、十月とする。

3 県は、県産材利用推進月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(体制の整備等)

第十七条 県は、県産材の利用を促進するための拠点の整備に努めるものとする。

2 県は、県、市町村、県民等、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、大学等が協働して県産材の利用を推進することができる体制の整備に努めるものとする。

3 県は、木材産業事業者、学校等と連携し、県産材を利用した製品に児童、生徒、学生等の発想を活用することができるよう努めるものとする。

第四章 雑則

(顕彰)

第十八条 県は、県産材の利用の促進に関し特に優れた取組を行った者の顕彰を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十九条 県は、県産材の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(実施状況の公表等)

第二十条 知事は、毎年一回、県産材の利用の促進に関する施策の実施の状況を取りまとめ、徳島県森林審議会に報告するとともに、これを公表しなければな

らない。

(補則)

第二十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている県産材の利用の促進に関する県の指針であつて、県産材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第十一条第一項の規定により策定された利用指針とみなす。

提案理由

本県の林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展、中山間地域の活性化をはじめとする本県の経済の振興並びに森林の有する多面的機能の向上を図るため、県産材の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民等、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の役割を明らかにするとともに、県産材の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県産材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて現在及び将来の県民の豊かな自然に囲まれたゆとりのある生活の実現に寄与する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十六号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の二の項中「第三条第一項」を「第三条の二第一項」に改め、「登録住宅性能評価機関」の下に「（三十三の五の項において「登録住宅性能評価機関」という。）」を加え、同表の三十三の四の項の次に次のように加える。

三十三の五 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（三十三の七の項において「計画」という。）の認定の申請に対する審査

1 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項第一号に掲げる基準について登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関がその適合を証する書類（三十三の七の項において「適合証」という。）の添付がある場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額（次に掲げる区分のいずれにも該当する場合にあつては、イにより算定した額とロにより算定した額との合計額）
イ 住宅部分（人の居住の用に供する建築物

又は建築物の人の居住の用に供する部分をいう。以下この項において同じ。) 申請に係る住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは六千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは一万三千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは一万九千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは二万九千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは五万六千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは九万五千円、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のときは十六万八千円、二万五千平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは十九万五千円、五万平方メートルを超えるときは二十一万四千円

ロ 非住宅部分（住宅部分以外の建築物又は建築物の部分）をいう。以下この項において同じ。) 申請に係る非住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは八千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは一万四千元、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは一万九千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは二万九千円、二

		<p>千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは八万四千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは十二万二千元、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のときは十六万七千円、二万五千平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは二十万九千円、五万平方メートルを超えるときは二十四万三千円</p> <p>2 その他の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額（次に掲げる区分のいずれにも該当する場合にあつては、イにより算定した額とロにより算定した額との合計額）</p> <p>イ 住宅部分 申請に係る住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは二万六千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは七万八千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは十万七千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは十四万円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは二十二万四千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは三十一万四千円、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のときは五十</p>	
--	--	--	--

	<p>三十三の六 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第二項（同法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき申出に伴う建築基準関係規定に適合するかどうかの審査</p> <p>三十三の七 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第一項の規定に基づき計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>二万円、二万五千平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは七十二万円、五万平方メートルを超えるときは八十三万二千元</p> <p>ロ 非住宅部分 申請に係る非住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは十六万七千元、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは二十六万八千元、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは三十一万円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは三十九万八千元、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは五十六万七千元、五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは六十九万五千元、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のときは八十一万九千元、二万五千平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは九十三万四千元、五万平方メートルを超えるときは百二万六千元</p> <p>三十三の三の項下欄により算定した額</p> <p>1 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項第一号に掲げる基準に係る変更を要しない場合 五千元</p> <p>2 変更後の計画に係る適合証の添付がある場</p>	
--	---	--	--

	<p>合（1に掲げる場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）を三十三の五の項下欄1に規定する床面積の合計とみなして同1により算定した額</p> <p>3 その他の場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）を三十三の五の項下欄2に規定する床面積の合計とみなして同2により算定した額</p>	
<p>別表第一の三十四の項中「第三十一条の二第二項第十五号ハ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ」に、「第六十二条の三第四項第十五号ハ」を「第六十二条の三第四項第十四号ハ」に改め、同表の三十五の項中「第三十一条の二第二項第十六号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十六号ニ」を「第六十二条の三第四項第十五号ニ」に改め、同表の三十六の項中「第二十条の二第九項又は第三十八条の四第十八項」を「第二十条の二第十三項又は第三十八条の四第二十二項」に改め、同表の三十七の項中「又は第三十九条の七第九項」を削り、同表の三十八の項中「又は第三十九条の七第十一項」を削り、同表の五十四の項中「又は第十二項ただし書（）」を「、第十二項ただし書又は第十三項ただし書（これらの規定を）」に改め、同表の六十九の項中「第六十八条の五の二第二項」を「第六十八条の五の三第二項」に改め、同表の七十の項中「第六十八条の五の四第一項」を「第六十八条の五の五第一項」に改め、同表の七十一の項中「第六十八条の五の五」を「第六十八条の五の六」に改め、同表の百の項中「又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律」を「、長期優良住宅の普及の促進に関する法律又は都市の低炭素化の促進に関する法律」に改め、同表の備考に次の二号を加える。</p>		
<p>五 この表の三十三の五の項の事務について、一の建築物の全体及びその住戸の部分に関し同時に都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく認定の申請が行われるときは、当該申請は、当該建築物の全体の認定に係る一件の申請とみなす。この場合において、当該申請に係る手数料の額は、当該建築物の全体の床面積をこの表の三十三の五の項下欄に規定する床面積の合計とみなして同項下欄により算定した額とする。</p>		
<p>六 この表の三十三の七の項の事務について、一の建築物の全体及びその住戸の部分に関し同時に都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第一項の規定に基づく変更の認定の申請が行われるときは、当該申請は、当該建築物の全体の変更の認定に係る一件の申請とみなす。この場合において、当該申請に係る手数料の額は、当該建築物の全体の床面積（変更に係る部分に限る。）をこの表の三十三の七の項下欄に規定する計画の変更に係る部分の床面</p>		

積とみなして同項下欄により算定した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

都市の低炭素化の促進に関する法律が制定されたことに伴い、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査等に係る手数料を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十七号

徳島県都市公園条例等の一部改正について

徳島県都市公園条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県都市公園条例等の一部を改正する条例

(徳島県都市公園条例の一部改正)

第一条 徳島県都市公園条例(昭和三十二年徳島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 総則(第一条)」を「第一章 総則(第一条)」
第二章の二 都市公園の設置基準等(第一条の二―第一条の四)」に改める。

第一条中「(以下「都市公園」という。)の管理につき」を「の設置及び管理に関し」に改める。

第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二 都市公園の設置基準等

(都市公園の設置基準)

第一条の二 法第三条第一項の条例で定める基準のうち県が設置する都市公園の敷地面積の総計に関するものは、県の区域内において県及び市町村が設置する全ての都市公園の敷地面積の総計を県の人口で除して得た面積が十平方メートル以上となることを標準とする。

2 法第三条第一項の条例で定める基準のうち県が設置する都市公園(以下「都市公園」という。)の配置及び規模に関するものについては、当該都市公園の特質に応じて本県における都市公園の分布の均衡が図られ、かつ、震災、風水害、火災その他の災害(以下「震災等」という。)が発生した場合における当該都市公園の避難場所、災害応急対策及び災害復旧のための活動の拠点、延焼防止のための空地等としての機能が発揮されるよう考慮するほか、都市公園法施行令(昭和三十二年政令第二百九十号。以下「令」という。)第二条第一項第三号及び第四号(主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園に係る部分を除く。)に掲げる基準の例による。

(公園施設の設置基準)

第一条の三 法第四条第一項本文の条例で定める割合は、百分の二とする。

2 法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、令第六条第二項から第五項までに定める範囲とする。

(公園施設の配置基準)

第一条の四 都市公園に公園施設を配置する場合においては、震災等が発生したときにおける当該都市公園の避難場所、災害応急対策及び災害復旧のための活動の拠点、延焼防止のための空地等としての機能が発揮されるよう考慮するものとする。

第十六条中「第三条」を「第一条の三及び第三条」に改める。

別表第二の二の表中「都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号。以下「令」という。)」を「令」に改める。

(徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十五年徳島県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「条例」の下に「(第二号に掲げる用語にあつては、第三条の四を除く。)」を加える。

第三条の次に次の三条を加える。

(公営住宅の整備基準)

第三条の二 法第五条第一項の規定により条例で定める公営住宅(法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ)の整備基準については、次に定めるもののほか、同項に規定する国土交通省令で定める基準の例による。ただし、本文の規定によりその例によることとされる公営住宅等整備基準(平成十年建設省令第八号)第八条第二項から第五項まで、第九条第三項、第十条及び第十一条の規定は、法第二条第四号に規定する公営住宅の買取り及び同条第六号に規定する公営住宅の借上げ(公営住宅の用に供することを目的として建設された住宅及びその附帯施設の買取り又は借上げを除き、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)第二条第一項に規定する公的賃貸住宅等を買取り、又は賃借する場合にあつては、同法第六条第一項に規定する地域住宅計画に基づき実施される買取り又は借上げに限る。)に係る公営住宅については、適用しない。

(津波対策に係る基準)

第三条の三 公営住宅は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その入居者及び同居者並びに周辺住民等が当該公営住宅に円滑かつ迅速に避難できるよう、津波に対して安全な構造とするとともに、避難上有効な屋上その他の場所を確保し、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路を設けるように考慮して整備しなければならない。

(共同施設の整備基準)

第三条の四 法第五条第二項の規定により条例で定める共同施設の整備基準については、同項に規定する国土交通省令で定める基準の例による。

第五条第八号中「(法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)」を削る。

第六条第一項第一号中「認められる者」の下に「(以下「在宅常時介護困難者」という。)」を加え、同項第二号中「がイ、ロ又はハ」の下に「(第十条第二項に規定する入居者(以下この号において「一般入居者」という。)の場合にあつては、イ又はハ)」を、「それぞれイ、ロ又はハ」の下に「(一般入居者の場合にあつては、イ又はハ)」を加え、同号ただし書を削り、同号イを次のように改める。

イ (1)から(3)までのいずれかに該当する場合 二十一万四千元(一般入居者の場合にあつては、十三万九千元)

(1) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族に(一)又は(二)のいずれかに該当する者がある場合

(一) 障害者基本法第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が(イ)、(ロ)又は(ハ)に掲げる障害の種類に応じそれぞれ(イ)、(ロ)又は(ハ)に定める程度であるもの

(イ) 身体障害 前号ロ(1)に規定する程度

(ロ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項に規定する一級又は二級に該当する程度

(ハ) 知的障害 (ロ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

(二) 前号ハ、ニ、ヘ又はトに該当する者

(2) その者が六十歳以上の者であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満の者である場合

(3) 現に同居し、又は同居しようとする親族に十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者がある場合

第六条第一項第二号ロ中「政令第六条第五項第二号に規定する金額」を「二十一万四千元(当該災害発生の日から三年を経過した後は、十五万八千元)」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ イ及びロ(一般入居者の場合にあつては、イ)に掲げる場合以外の場合 十五万八千元(一般入居者の場合にあつては、十一万四千元)

第六条中第三項を第五項とし、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 知事は、入居の申込みをした者が在宅常時介護困難者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

3 知事は、入居の申込みをした者が在宅常時介護困難者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村に意見を求めることができる。

第七条第二項中「、なお」を削る。

第十条第一項第一号ロ中「住宅地区改良法施行令」の下に「(昭和三十五年政令第百二十八号)」を加える。

第十一条中「第二項」を「第四項」に改める。

第十四条第一項中「省令第十条で定めるところにより」を削り、同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の承認をしてはならない。ただし、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると知事が認めるときは、この限りでない。

一 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第六条第一項第二号に規定する金額を超える場合

二 当該入居者が第四十一条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する場合

三 当該入居者が同居させようとする者が県税を滞納している者である場合

第十五条第一項中「省令」を「公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号。以下「省令」という。）」に改める。

第六十一条の二第二項第二号の二中「第六条第三項」を「第六条第二項の規定により職員に面接及び調査をさせること、同条第三項の規定により市町村に意見を求めること並びに同条第五項」に改め、同項第八号中「こと」の下に「及び同条第二項ただし書の規定により同居の必要があると認めること」を加え、同条第二項の表中「第六条第三項」を「第六条第二項、第三項及び第五項」に、「第一項」を「第四項」に、「又は第二項」を「又は第四項」に改める。

附則第六項及び第七項を削る。

（徳島県流域下水道条例の一部改正）

第三条 徳島県流域下水道条例（平成二十一年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この条例は、下水道法（昭和三十二年法律第七十九号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、流域下水道の設置その他の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条の見出しを「（設置）」に改め、同条の表以外の部分を次のように改める。

次の表のとおり流域下水道を設置する。

第五条を第七条とし、第四条を第六条とし、第三条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

（構造の技術上の基準）

第三条 法第二十五条の十第一項において準用する法第七条第二項の条例で定める技術上の基準については、下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百四十七号）第五条の八（第二号ただし書を除く）、第五条の九（第六号を除く）、第五条の十及び第五条の十一に定める基準の例による。

(終末処理場の維持管理)

第四条 法第二十五条の十第一項において準用する法第二十一条第二項の規定による終末処理場の維持管理は、下水道法施行令第十三条各号に定めるところにより行うものとする。

(道路法施行条例の一部改正)

第四条 道路法施行条例(平成十二年徳島県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の二条を加える。

(道路の区分の変更)

第一条の二 道路構造令(昭利四十五年政令第三百二十号)第三条第二項本文の規定により第三種第四級に区分される道路は、地形の状況のほか、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同項ただし書の規定により第三種第五級に区分することができる。

(県道の構造の技術的基準)

第一条の三 法第三十条第三項の条例で定める県道の構造の技術的基準については、道路構造令第五条第一項本文、第二項及び第四項、第六条から第八条まで、第九条第二項、第九条の二、第十条、第十条の二第一項、第二項、第三項本文及び第四項、第十一条第三項、第四項本文及び第五項、第十一条の二から第十一条の四まで、第十三条第二項、第十四条から第三十一条まで、第三十一条の三から第三十四条まで、第三十五条第一項及び第四項(法第三十条第一項第十二号に掲げる事項に係る部分を除く)、第三十六条、第三十八条、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第四十条第一項、第二項、第四項及び第五項並びに第四十一条第二項において読み替えて準用する同令第五条第一項ただし書、第三項及び第五項、第九条第一項、第十条の二第三項ただし書、第十一条第一項、第二項及び第四項ただし書、第十三条第一項、第三十一条の二並びに第三十七条の規定の例による。ただし、本文の規定によりその例によることとされる次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八条第三項	応じ	応じ、自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して
第十一条の四第一項	第四種第一級及び第二級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路	道路
第二十四条第二項	とする	とする。ただし、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造の舗装の歩道又は自転車歩行者道については、気

		象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を附さず、又は一パーセント以下とするものとする
第二十四条第三項	舗装道	舗装道（歩道及び自転車歩行者道を除く。）
第二十八条第四項	第八条まで	第七条まで、第八条（同条第二項にあつては、道路法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十一号）第一条の三ただし書の規定による読替え後の同項）
第三十六条	前条までの規定（第八条、第十三条、第十四条、第二十四条、第二十六条、第三十一条及び第三十二条を除く。）	第七条まで、第九条から第十一条の三まで、第十一条の四（同条第一項にあつては、道路法施行条例第一条の三ただし書の規定による読替え後の同項）、第十二条、第十五条から第二十三条まで、第二十五条、第二十七条から第三十条まで、第三十一条の二から第三十二条まで、第三十四条及び前条の規定
第三十七条	第八条第二項	道路法施行条例第一条の三ただし書の規定による読替え後の第八条第二項、同条第三項
	第十一条の四第一項、第十二条	第十二条
第三十八条第二項	第八条第二項	道路法施行条例第一条の三ただし書の規定による読替え後の第八条第二項
第三十九条第六項及び第四十条第五項	規定	規定（道路法施行条例第一条の三ただし書の規定により読み替えられた場合には、読替え後の規定）

第九条の次に次の一条を加える。

（県道に設ける道路標識の寸法）

第九条の二 法第四十五条第三項の条例で定める県道に設ける道路標識の寸法は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年^{総理府}建設省令第三

号) 別表第二案内標識の部分、警戒標識の部分及び補助標識の部分(案内標識及び警戒標識に附置されるものに限る。)並びに備考一の(二)(9及び10を除く。)及び(五)(8の(3)及び(4)を除く。)並びに備考二の(二)に定める寸法とする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 第二条の規定による改正後の徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例第三条の三の規定は、この条例の施行の日以後に設置する公営住宅について適用する。
- 3 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路については、第四条の規定による改正後の道路法施行条例第一条の三の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対しては、当該規定は適用しない。この場合において、当該部分に関しては、なお従前の例による。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により都市公園法等の一部が改正されたことに伴い、県土整備部関係施設の設置等に係る基準について条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十八号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行条例の制定について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、別に定めるもののほか、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準)

第二条 法第十条第一項の規定により条例で定める移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準については、次項に定めるもののほか、同条第二項に規定する主務省令で定める基準の例による。

2 道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第一号に規定する歩道又は同条第三号に規定する自転車歩行者道の路面に排水施設を設ける場合にあつては、つえ、車椅子等を使用する者の通行に支障のない構造とするものとする。

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準)

第三条 法第十三条第一項の規定により条例で定める移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準については、同条第二項に規定する主務省令で定める基準の例による。ただし、本文の規定によりその例によることとされる移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十五号）第三条第一号イ中「百二十センチメートル」とあるのは「百三十五センチメートル」と、同条第二号ニ中「五パーセント」とあるのは「四パーセント」と、同令第六条第二項第二号イ中「百二十センチメートル」とあるのは「百三十五センチメートル」と、同条第二項第一号中「百二十センチメートル」とあるのは「百四十センチメートル」とする。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準等について条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十九号

高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の制定について

高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三十六条第二項の規定により条例で定める移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準については、同項に規定する主務省令で定める基準の例による。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準について条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十号

徳島県暴力団排除条例の一部改正について

徳島県暴力団排除条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県暴力団排除条例の一部を改正する条例

徳島県暴力団排除条例（平成二十二年徳島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第三十二条の二第二項」を「第三十二条の三第二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十一号

徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表に次のように加える。

和田島太陽光発電所	小松島市和田島町	二、〇〇〇キロワット	
-----------	----------	------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

和田島太陽光発電所の新設に伴い、電気事業の規模を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 22 号

一般国道 439 号道路改築工事落合 1 号トンネルの請負契約の変更請負契約について

平成23年10月13日議決を経た一般国道 439 号道路改築工事落合 1 号トンネルの請負契約の変更請負契約を次のとおり締結する。

平成 24 年 11 月 26 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

請負契約書中「4 工期 徳島県議会の議決のあった日の翌日から平成25年2月10日まで」を「4 工期 徳島県議会の議決のあった日の翌日から平成25年3月25日まで」に改める。

提案理由

工事の請負契約の工期の変更に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 23 号

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法により，平成25年度中において証票を次のとおり発売することができる。

平成 24 年 11 月 26 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

発売総額 10,000,000千円以内

提案理由

当せん金付証票の発売について，当せん金付証票法第4条の規定により，その限度額について議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 24 号

徳島県立南部防災館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 24 年 11 月 26 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|--------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立南部防災館 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 海部郡海陽町大里字上中須128番地
海陽町 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 25 号

徳島県月見が丘海浜公園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 24 年 11 月 26 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | | | |
|---|-----|-----|-----|---------------------------------|
| 1 | 施 設 | の | 名 称 | 徳島県月見が丘海浜公園 |
| 2 | 指 定 | 管 理 | 者 | 徳島市幸町一丁目47番地3
株式会社 スタッフクリエイト |
| 3 | 指 定 | の | 期 間 | 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 26 号

旧吉野川流域下水道の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により，次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 24 年 11 月 26 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|-------------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 旧吉野川流域下水道 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市かちどき橋一丁目41番地
財団法人 徳島県建設技術センター |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について，地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 27 号

平成24年度徳島県一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により，平成24年度徳島県一般会計補正予算（第4号）を次のとおり専決処分したので，同条第3項の規定により報告し，承認を求める。

平成 24 年 11 月 26 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成24年度徳島県一般会計補正予算（第4号）

平成24年度徳島県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ548,145千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ471,170,119千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年11月16日専決

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 53,931,934	千円 548,145	千円 54,480,079
	3 委託金	1,043,034	548,145	1,591,179
歳入	合計	470,621,974	548,145	471,170,119

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 27,662,234	千円 548,145	千円 28,210,379
	5 選挙費	41,358	548,145	589,503
歳出合計		470,621,974	548,145	471,170,119

報告第1号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成24年11月26日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
名西郡石井町在住 1名	円 83,910	平成24年6月6日	名西郡石井町地内	平成24年11月15日
阿南市所在 1法人	65,600	平成24年7月27日	阿南市地内	平成24年11月15日
徳島市在住 1名	173,200	平成24年8月24日	徳島市地内	平成24年11月15日
奈良県生駒市在住 1名	170,000	平成24年9月12日	三好市地内	平成24年11月15日
小松島市所在 1法人	41,934	平成24年9月13日	阿南市地内	平成24年11月15日
岡山県岡山市所在 1法人	327,080	平成24年8月2日	徳島市地内	平成24年11月16日
徳島市所在 1法人	98,485	平成24年9月22日	徳島市地内	平成24年11月16日

報告第2号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成24年11月26日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
香川県高松市所在 1法人	円 92,000	平成24年2月8日	板野郡板野町地内 (県道板野川島線)	平成24年11月1日
鳴門市在住 1名	1,660,000	平成24年7月17日	板野郡板野町地内 (県道徳島引田線)	平成24年11月1日
徳島市在住 1名	61,000	平成24年7月19日	徳島市地内 (県道新浜勝浦線)	平成24年11月1日
兵庫県神戸市在住 1名	79,000	平成24年7月21日	那賀郡那賀町地内 (国道193号)	平成24年11月1日
吉野川市在住 1名	134,000	平成24年7月21日	三好市地内 (県道勝浦三野線)	平成24年11月1日
吉野川市在住 1名	42,519	平成24年8月7日	吉野川市地内 (県道鴨島神山線)	平成24年11月1日

補 正 予 算 説 明 書

平成24年度徳島県一般会計補正予算（第5号）説明書

歳入歳出補正予算（第5号）事項別明細書

（単位 千円）

1 総括
（歳入）

款	補正前の額	補正額	計	頁
01 県 税	66,500,000	—	66,500,000	—
02 地方消費税清算金	14,660,000	—	14,660,000	—
03 地方譲与税	8,156,000	—	8,156,000	—
04 地方特例交付金	126,000	—	126,000	—
05 地方交付税	145,000,000	—	145,000,000	—
06 交通安全対策特別交付金	310,000	—	310,000	—
07 分担金及び負担金	1,119,488	45,426	1,164,914	105
08 使用料及び手数料	4,003,908	—	4,003,908	—

款	補正前の額	補正額	計	頁
09 国庫支出金	54,480,079	943,563	55,423,642	107
10 財産収入	1,009,413	—	1,009,413	—
11 寄附金	3,164	—	3,164	—
12 繰入金	85,991,407	1,004,000	86,995,407	111
13 繰越金	6,169,769	178,369	6,348,138	113
14 諸収入	14,369,891	—	14,369,891	—
15 県債	69,271,000	938,000	70,209,000	115
歳入合計	471,170,119	3,109,358	474,279,477	—

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				頁
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
01 議 会 費	1,008,447	—	1,008,447					—
02 総 務 費	28,210,379	1,007,500	29,217,879			1,000,000	7,500	117
03 民 生 費	57,784,868	—	57,784,868					—
04 衛 生 費	23,028,925	4,000	23,032,925			4,000		119
05 労 働 費	6,765,991	—	6,765,991					—
06 農 林 水 産 業 費	31,240,410	776,385	32,016,795	335,090	360,000	40,295	41,000	121
07 商 工 費	58,771,233	—	58,771,233					—
08 土 木 費	41,976,439	1,321,473	43,297,912	608,473	578,000	5,131	129,869	127
09 警 察 費	20,769,458	—	20,769,458					—

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				頁
				特定財源			一般財源	
				国支出金	地方債	その他		
10 教育費	85,016,904	—	85,016,904					—
11 災害復旧費	9,857,944	—	9,857,944					—
12 公債費	89,626,123	—	89,626,123					—
13 諸支出金	16,962,998	—	16,962,998					—
14 予備費	150,000	—	150,000					—
財源振替	0	0	0			繰越金 178,369	△178,369	—
歳出合計	471,170,119	3,109,358	474,279,477	943,563	938,000	1,227,795	0	—

2 歳 入

(款) 07 分担金及び負担金

(項) 01 分 担 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 農林水産業費分担金	271,917	35,815	307,732	01 農地費分担金	35,815	県営かんがい排水事業費 (2.5/10) 4,000 経営体育成基盤整備事業費 (2.25/10) 28,215 県営老朽ため池等整備事業費 (2.5/10) 1,500 地盤沈下対策事業費 (0.6/10) 600 国営付帯県営農地防災事業費 (1.5/10) 1,500
計	306,917	35,815	342,732			

(項) 02 負 担 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
02 農林水産業費負担金	378,959	4,480	383,439	03 水産業費負担金	4,480	水産物供給基盤機能保全事業費 (14/100) 4,480
03 土木費負担金	316,882	5,131	322,013	01 道路橋りょう費負担金	3,531	道路局部改良事業費 (15/100) 3,531
				02 河川海岸費負担金	1,600	県単独砂防事業費 (5/100・25/100) 1,600
計	812,571	9,611	822,182			

(款) 09 国庫支出金

(項) 01 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
05 農林水産業費国庫負担金	328,310	79,500	407,810	02 農地費 国庫負担金	33,500	耕地地すべり防止事業費 (1/2) 33,500
				03 林業費 国庫負担金	31,000	林野地すべり防止事業費 (1/2) 31,000
				04 水産業費 国庫負担金	15,000	漁港海岸保全施設整備事業費 (1/2) 15,000
06 土木費国庫負担金	1,649,400	79,000	1,728,400	01 河川海岸費 国庫負担金	58,000	通常砂防事業費 (1/2) 20,000 総合流域防災事業費 (1/2) 38,000
				02 港湾費 国庫負担金		21,000
計	28,539,217	158,500	28,697,717			

(項) 02 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
05 農林水産業費国庫補助金	7,307,604	255,590	7,563,194	04 農地 国庫補助 費金	83,700	県営かんがい排水事業費 (1/2) 8,000
						経営体育成基盤整備事業費 (1/2) 62,700
						県営老朽ため池等整備事業費 (1/2) 3,000
						地盤沈下対策事業費 (1/2) 5,000
						国営付帯県営農地防災事業費 (1/2) 5,000
				05 林業 国庫補助 費金	155,890	森林基盤整備事業費 (10/10) 19,090
治山事業費 (1/2) 136,800						
06 水産業 国庫補助 費金	16,000	水産物供給基盤機能保全事業費 (1/2) 16,000				
07 土木費国庫補助金	11,598,380	529,473	12,127,853	02 道路橋りょう 国庫補助 費金	376,473	緊急地方道路整備事業費 (定額) 219,473
						道路災害防除事業費 (1/2) 91,000
						交通安全施設整備事業費 (1/2) 66,000
				03 河川海岸 国庫補助 費金	136,000	広域河川改修事業費 (1/2) 100,000
総合流域防災事業費 (1/2) 36,000						

				05 都市計画費 国庫補助金	17,000	公園整備事業費 (1/2)	17,000
計	24,349,683	785,063	25,134,746				

(款) 12 繰 入 金

(項) 02 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
04 二十一世紀創造基金 繰 入 金	7,465,150	1,000,000	8,465,150	01 二十一世紀創造 基金繰入金	1,000,000	
12 地域医療再生基金 繰 入 金	2,472,101	4,000	2,476,101	01 地域医療再生 基金繰入金	4,000	
計	29,007,343	1,004,000	30,011,343			

(款) 13 繰越金

(項) 01 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 繰越金	6,169,769	178,369	6,348,138	01 繰越金	178,369	
計	6,169,769	178,369	6,348,138			

(款) 15 県 債
(項) 01 県 債

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
05 農 林 水 産 業 債	5,517,000	360,000	5,877,000	02 農 地 費 債	101,000	県営かんがい排水事業費	6,000
						経営体育成基盤整備事業費	44,000
						耕地地すべり防止事業費	39,000
						県営老朽ため池等整備事業費	2,000
						地盤沈下対策事業費	5,000
						国営付帯県営農地防災事業費	5,000
				03 林 業 費 債	228,000	治山事業費	159,000
						林野地すべり防止事業費	35,000
						県単独治山事業費	9,000
						直轄治山事業負担金	25,000
				04 水 産 業 費 債	31,000	水産物供給基盤機能保全事業費	14,000
						漁港海岸保全施設整備事業費	17,000

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明	
				区	分			金
06 土 木 債	13,451,000	578,000	14,029,000	01	道 橋 り ょ う 費 債	281,000	緊急地方道路整備事業費	109,000
							交通安全対策事業費	72,000
							道路災害防除事業費	100,000
				02	河 川 海 岸 費 債	253,000	直轄河川事業負担金	25,000
							広域河川改修事業費	110,000
総合流域防災事業費	81,000							
通常砂防事業費	22,000							
03	港 湾 費 債	25,000	港湾海岸保全施設整備事業費	25,000				
			04	都 市 計 画 費 債	19,000	公園整備事業費	19,000	
計	69,271,000	938,000	70,209,000					

3 歳 出

(款) 02 総 務 費

(項) 01 総 務 管 理 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
06 財政管理費	6,968,019	1,000,000	7,968,019			繰入金 1,000,000		25 積 立 金	1,000,000	1 震災対策基金積立金 1,000,000
計	16,661,286	1,000,000	17,661,286			1,000,000				

(款) 04 衛 生 費

(項) 03 保 健 所 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 保健所費	1,553,276	4,000	1,557,276			繰入金 4,000		11 需用費 170	1 保健所運営費 4,000	
								18 備品購入費 3,830		
計	1,553,276	4,000	1,557,276			4,000				

(款) 06 農林水産業費

(項) 04 農 地 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国支出金	地方債	その他					
02 土地改良費	2,663,000	171,757	2,834,757	70,700	50,000	分,負 32,215	18,842	11 需用費	9,015	1 県営かんがい排水事業費	18,000
								12 役務費	1,500	2 県単独土地改良事業費	18,842
								13 委託料	8,000	工事費	4,000
								14 使用料及び 賃借料	4,000	事業費補助金	14,842
								15 工事請負費	130,000	3 経営体育成基盤整備事業費	134,915
								17 公有財産 購入費	1,400		
								19 負担金、補助 及び交付金	14,842		
								22 補償、補填 及び賠償金	3,000		
03 農地防災 事業費	1,659,938	101,100	1,761,038	46,500	51,000	分,負 3,600		11 需用費	6,100	1 耕地地すべり防止事業費	72,500
								12 役務費	1,000	2 県営老朽ため池等整備事業費	6,500
								14 使用料及び 賃借料	1,500	3 地盤沈下対策事業費	10,600

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地方債	その他				
								15 工事請負費	92,300	4 国営付帯県営農地防災事業費 11,500
								17 公有財産 購入費	200	
計	8,812,156	272,857	9,085,013	117,200	101,000	35,815	18,842			

(項) 05 林 業 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国支出金	地方債	その他					
05 林道費	2,125,834	31,885	2,157,719	19,090			12,795	09 旅 費	300	1 森林基盤整備事業費 事業費補助金 2 県単独林道事業費 事業費補助金 事務費	19,090 12,795 11,205 1,590
								11 需用費	890		
								12 役務費	200		
								14 使用料及び 賃借料	200		
								19 負担金、補助 及び交付金	30,295		
06 治山費	2,901,102	399,663	3,300,765	167,800	228,000		3,863	09 旅 費	1,190	1 治山事業費 2 林野地すべり防止事業費 3 県単独治山事業費 事業費補助金 事務費 4 国直轄事業負担金	295,800 66,000 12,863 12,250 613 25,000
								11 需用費	14,263		
								12 役務費	2,080		
								13 委託料	12,000		
								14 使用料及び 賃借料	2,080		
								15 工事請負費	330,000		
								19 負担金、補助 及び交付金	37,250		

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国支出金	地方債	その他					
								22 補償、補填 及び賠償金	800		
計	12,909,435	431,548	13,340,983	186,890	228,000		16,658				

(項) 06 水産業費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国支出金	地方債	その他					
08 漁港建設費	992,700	71,980	1,064,680	31,000	31,000	分,負 4,480	5,500	11 需用費	3,180	1 水産物供給基盤機能保全事業費	34,480
								12 役務費	800	2 漁港海岸保全施設整備事業費	32,000
								13 委託料	47,000	3 県単独漁港漁場整備事業費	5,500
								14 使用料及び 賃借料	500		
								15 工事請負費	20,000		
								18 備品購入費	300		
								27 公課費	200		
計	2,103,805	71,980	2,175,785	31,000	31,000	4,480	5,500				

(款) 08 土 木 費

(項) 02 道路橋りょう費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 道路維持費	1,988,126	191,000	2,179,126	91,000	100,000			11 需用費	2,520	1 道路災害防除事業費 191,000
								13 委託料	56,480	
								15 工事請負費	132,000	
03 道路新設 改良費	13,942,310	356,173	14,298,483	219,473	109,000	分,負 3,531	24,169	11 需用費	5,015	1 道路局部改良事業費 27,700
								13 委託料	122,080	2 緊急地方道路整備事業費 328,473
								15 工事請負費	207,078	
								17 公有財産 購入費	11,000	
								22 補償、補填 及び賠償金	11,000	
04 交通安全 対策費	943,138	161,800	1,104,938	66,000	72,000		23,800	11 需用費	2,394	1 交通安全対策事業費 161,800 国補対象事業費 132,000 県単独事業費 29,800
								13 委託料	52,176	
								15 工事請負費	97,230	

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国支出金	地方債	その他					
								17 公有財産 購入費	5,000		
								22 補償、補填 及び賠償金	5,000		
計	17,922,142	708,973	18,631,115	376,473	281,000	3,531	47,969				

(項) 03 河川海岸費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国支出金	地方債	その他					
02 河川改良費	5,659,110	347,700	6,006,810	136,000	174,000		37,700	11 需用費	4,760	1 河川特殊改良事業費	37,700
								13 委託料	26,840	2 国直轄事業負担金	25,000
								15 工事請負費	291,100	3 広域河川改修事業費	210,000
								19 負担金、補助 及び交付金	25,000	4 総合流域防災事業費	75,000
03 砂防費	4,228,775	147,800	4,376,575	58,000	79,000	分,負 1,600	9,200	11 需用費	2,440	1 通常砂防事業費	42,000
								13 委託料	32,360	2 県単独砂防事業費	25,800
								15 工事請負費	113,000	3 総合流域防災事業費	80,000
計	10,756,863	495,500	11,252,363	194,000	253,000	1,600	46,900				

(項) 04 港 湾 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 港湾建設費	1,724,402	80,000	1,804,402	21,000	25,000		34,000	11 需用費	2,140	1 県単独港湾整備事業費 34,000 2 港湾海岸保全施設整備事業費 46,000
								13 委託料	14,610	
								15 工事請負費	63,250	
計	3,221,183	80,000	3,301,183	21,000	25,000		34,000			

(項) 05 都市計画費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国支出金	地方債	その他					
03 公園費	2,548,944	37,000	2,585,944	17,000	19,000		1,000	11 需用費	590	1 公園整備事業費	37,000
								13 委託料	1,560	国補対象事業費	34,000
								15 工事請負費	34,850	県単独事業費	3,000
計	4,652,175	37,000	4,689,175	17,000	19,000		1,000				

補正予算（第5号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（当該年度提出に係る分）

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国支出金	地 方 債	そ の 他	
徳島県立南部防災館の管理運営協定	千円 35,756		千円		千円 35,756	千円	千円	千円	千円 35,756
医療施設耐震化整備事業に係る補助金 交付指令 (平成24年度事業分)	863,000			自 平成25年度 至 平成26年度	863,000			863,000	
徳島県月見が丘海浜公園の管理運営協定	162,163			自 平成25年度 至 平成27年度	162,163				162,163

補正予算（第5号）地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み						当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			補正前の額	補 正 額	計
		補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計			
1 普 通 債	千円 642,292,513	千円 37,648,000	千円 938,000	千円 38,586,000	千円 59,128,030	千円 59,128,030	千円 620,812,483	千円 938,000	千円 621,750,483	
(1) 土 木	429,030,487	17,610,000	578,000	18,188,000	40,290,142	40,290,142	406,350,345	578,000	406,928,345	
(2) 農 林 水 産	89,520,920	7,042,000	360,000	7,402,000	10,507,332	10,507,332	86,055,588	360,000	86,415,588	
合 計	929,704,585	76,833,000	938,000	77,771,000	73,584,000	73,584,000	932,953,585	938,000	933,891,585	

平成24年度徳島県特別会計補正予算説明書

補正予算に係る債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の

見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(当該年度提出に係る分)

区 分	事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
			期 間	金 額	期 間	金 額	国支出金	地 方 債	そ の 他	
流域下水道 事業特別会計	旧吉野川流域下水道の管理運営 協定	千円 621,285		千円	自 平成25年度 至 平成27年度	千円 621,285	千円	千円	千円	千円

平成24年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第2号）説明書

平成24年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

款	項	目	既 決 予 定 額 (千円)	補 正 予 定 額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 事 業 費 用			936,396	11,000	947,396	
	1 営 業 費 用		851,657	11,000	862,657	
		1 吉野川北岸工業用 水道事業費	544,432	11,000	555,432	

資 本 的 収 入 及 び 支 出
支 出

款	項	目	既 決 予 定 額 (千円)	補 正 予 定 額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 資 本 的 支 出			1,021,183	20,000	1,041,183	
	1 建 設 改 良 費		771,160	20,000	791,160	
		1 改 良 費	771,160	20,000	791,160	

平成24年度徳島県工業用水道事業会計資金計画

区 分	既 決 予 定 額	変 更 予 定 額	補 正 予 定 額
受 入 資 金	千円 3,899,267	千円 3,899,267	千円 0
支 払 資 金	1,998,930	2,029,930	31,000
1 営 業 費 用	474,142	485,142	11,000
3 建 設 改 良 費	812,863	832,863	20,000
差 引	1,900,337	1,869,337	△31,000

平成24年度徳島県工業用水道事業予定貸借対照表

(単位 千円)

(平成 25 年 3 月 31 日)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		229,386	
ロ 建 物	1,130,194		
減 価 償 却 累 計 額	<u>530,567</u>	599,627	
ハ 構 築 物	8,929,292		
減 価 償 却 累 計 額	<u>3,711,394</u>	5,217,898	
ニ 機 械 装 置	3,489,982		
減 価 償 却 累 計 額	<u>2,083,050</u>	1,406,932	
ホ 車 両 運 搬 具	8,514		
減 価 償 却 累 計 額	<u>7,448</u>	1,066	
ヘ 船 舶	378		
減 価 償 却 累 計 額	<u>360</u>	18	
ト 工 具 器 具 及 び 備 品	64,280		
減 価 償 却 累 計 額	<u>15,328</u>	48,952	
チ 事 業 外 固 定 資 産		1,033	
リ 建 設 仮 勘 定		<u>32,181</u>	
有 形 固 定 資 産 合 計			7,537,093
(2) 無 形 固 定 資 産			

イ 施設利用権	427,846		
ロ 電話加入権	292		
ハ 地役権	<u>510</u>		
無形固定資産合計		428,648	
(3) 投資			
イ その他投資	<u>62</u>		
投資合計		<u>62</u>	
固定資産合計			7,965,803
2 流動資産			
(1) 現金預金		1,869,337	
(2) 未収金		89,352	
(3) 貯蔵品		<u>19,047</u>	
流動資産合計			<u>1,977,736</u>
資産合計			<u><u>9,943,539</u></u>
負債の部			
3 固定負債			
(1) 他会計借入金		200,000	
(2) 引当金			
イ 退職給与引当金	28,864		
ロ 修繕準備引当金	<u>421,956</u>	<u>450,820</u>	
固定負債合計			650,820
4 流動負債			

(1) 未払金		26,497	
(2) 未払費用		2,719	
(3) 前受金		140	
(4) その他流動負債		<u>588</u>	
流動負債合計			<u>29,944</u>
負債合計			680,764

資 本 の 部

5 資本金			
(1) 自己資本金		4,040,261	
(2) 借入資本金			
イ 企業債	<u>1,600,851</u>		
借入資本金合計		<u>1,600,851</u>	
資本金合計			5,641,112
6 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 国庫補助金	1,858,865		
ロ 受贈財産評価額	12,424		
ハ 工事負担金	917,838		
ニ その他資本剰余金	<u>159,081</u>		
資本剰余金合計		2,948,208	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	<u>673,455</u>		

利 益 剩 余 金 合 計	<u>673,455</u>	
剩 余 金 合 計		<u>3,621,663</u>
資 本 合 計		<u>9,262,775</u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>9,943,539</u></u>

補正予算専決処分説明書

平成24年度徳島県一般会計補正予算（第4号）専決処分説明書

歳入歳出補正予算（第4号）事項別明細書

（単位 千円）

1 総括
（歳入）

款	補正前の額	補正額	計	頁
01 県 税	66,500,000	—	66,500,000	—
02 地方消費税清算金	14,660,000	—	14,660,000	—
03 地方譲与税	8,156,000	—	8,156,000	—
04 地方特例交付金	126,000	—	126,000	—
05 地方交付税	145,000,000	—	145,000,000	—
06 交通安全対策特別交付金	310,000	—	310,000	—
07 分担金及び負担金	1,119,488	—	1,119,488	—
08 使用料及び手数料	4,003,908	—	4,003,908	—

款	補正前の額	補正額	計	頁
09 国庫支出金	53,931,934	548,145	54,480,079	153
10 財産収入	1,009,413	—	1,009,413	—
11 寄附金	3,164	—	3,164	—
12 繰入金	85,991,407	—	85,991,407	—
13 繰越金	6,169,769	—	6,169,769	—
14 諸収入	14,369,891	—	14,369,891	—
15 県債	69,271,000	—	69,271,000	—
歳入合計	470,621,974	548,145	471,170,119	—

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				頁
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
01 議 会 費	1,008,447	—	1,008,447				—	
02 総 務 費	27,662,234	548,145	28,210,379	548,145			155	
03 民 生 費	57,784,868	—	57,784,868				—	
04 衛 生 費	23,028,925	—	23,028,925				—	
05 労 働 費	6,765,991	—	6,765,991				—	
06 農 林 水 産 業 費	31,240,410	—	31,240,410				—	
07 商 工 費	58,771,233	—	58,771,233				—	
08 土 木 費	41,976,439	—	41,976,439				—	
09 警 察 費	20,769,458	—	20,769,458				—	

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				頁
				特定財源			一般財源	
				国支出金	地方債	その他		
10 教育費	85,016,904	—	85,016,904				—	
11 災害復旧費	9,857,944	—	9,857,944				—	
12 公債費	89,626,123	—	89,626,123				—	
13 諸支出金	16,962,998	—	16,962,998				—	
14 予備費	150,000	—	150,000				—	
歳出合計	470,621,974	548,145	471,170,119	548,145			—	

2 歳 入

(款) 09 国庫支出金

(項) 03 委 託 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 総務費委託金	255,620	548,145	803,765	03 選挙費委託金	548,145	衆議院議員総選挙臨時啓発費 3,000 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費 545,145
計	1,043,034	548,145	1,591,179			

3 歳 出

(款) 02 総 務 費

(項) 05 選 挙 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国支出金	地 方 債	そ の 他					
02 選挙啓発費	1,688	3,000	4,688	3,000				09 旅 費	52	1 衆議院議員総選挙臨時啓発費 市交付金 事務費	3,000 868 2,132
								11 需 用 費	1,230		
								12 役 務 費	250		
								14 使用料及び 賃 借 料	600		
								19 負担金、補助 及び交付金	868		
05 衆議院議員 総選挙及び 最高裁判所 裁判官 国民審査費		545,145	545,145	545,145				01 報 酬	150	1 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官 国民審査費 市町村交付金 選挙公営負担金 不在者投票特別経費 事務費	545,145 402,022 90,582 7,997 44,544
								08 報 償 費	60		
								09 旅 費	700		
								11 需 用 費	36,752		
								12 役 務 費	4,174		
								13 委 託 料	1,500		

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地方債	その他				
								14 使用料及び 賃借料	1,208	
								19 負担金、補助 及び交付金	500,601	
計	41,358	548,145	589,503	548,145						

